

デザイン保護法(旧デザイン法)

1961.12.31 法律第 951 号
1973.2.8 法律第 2057 号
1973.12.31 法律第 2660 号
1976.12.31 法律第 2957 号
(政府組織法中改正法律)
1980.12.31 法律第 3327 号
1982.11.29 法律第 3568 号
1986.12.31 法律第 3894 号
1990.1.13 法律第 4208 号
〔全文改正〕
1993.3.6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4595 号
1995.1.5 法律第 4894 号
1995.12.29 法律第 5082 号
1997.4.10 法律第 5329 号
(特許法中改正法律)
1997.8.22 法律第 5354 号
1998.9.23 法律第 5576 号
(特許法中改正法律)
1999.9.7 法律第 6024 号
2001.2.3 法律第 6413 号
2002.1.26 法律第 6626 号
(民事訴訟法中改正法律)
2002.12.11 法律第 6767 号
2004.12.31 法律第 7289 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2007.1.3 法律第 8187 号
2007.4.11 法律第 8357 号
2007.5.17 法律第 8456 号
2008.2.29 法律第 8852 号
2008.12.26 法律第 9223 号
2009.1.30 法律第 9381 号
2009.6.9 法律第 9764 号
2010.2.4 法律第 10012 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】 この法律は、デザインの保護及び利用を図ることにより、デザインの創作を奨励し、もって産業発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】 この法律で使用する用語の定義は次の通りである。<改正 1995.12.29、2001.2.3 >

1. “デザイン”とは、物品〔物品の部分(第 12 条を除く)及び文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。<改正 2001.2.3、2004.12.31 >

1の2.“文字体”とは記録や表示又は印刷等に使用するために、共通的な特徴を持った形態に作られた一組のフォント(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。

<新設 2004.12.31>

2.“登録デザイン”とは、デザイン登録を受けているデザインをいう。

3.“デザイン登録”とは、デザイン審査登録及びデザイン無審査登録をいう。

4.“デザイン審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のすべてを備えているかを審査して行うデザイン登録をいう。

5.“デザイン無審査登録”とは、デザイン登録出願がこの法律によるデザインの登録要件中、第26条第2項の規定により適用が除外される登録要件以外の登録要件を備えているかを審査して行うデザイン登録をいう。

6.“実施”とは、デザインに係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物品の譲渡若しくは貸渡の申出(譲渡若しくは貸渡のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。

第3条【デザイン登録を受けることができる者】

①デザインを創作した者又はその承継人はこの法律で定めるところによりデザイン登録を受けることができる権利を有する。但し、特許庁の職員及び特許審判院の職員は相続又は遺贈を受ける場合を除き、在職中デザイン登録を受けることができない。<改正 1993.12.10、1995.1.5、2001.2.3>

②2人以上が共同してデザインを創作したときはデザイン登録を受けることができる権利は共有とする。<改正 1993.12.10>

第4条【未成年者などの行為能力】

①未成年者・限定治産者又は禁治産者は、法定代理人によらなければ、デザイン登録に関する出願・請求、その他の手続(以下、「デザインに関する手続」という)を行なうことができない。但し、未成年者と限定治産者が独立して法律行為をすることができる場合にはその限りではない。

<改正 2009.6.9>

②第1項の法定代理人は親族会議の同意無しに、相手方が請求したデザイン無審査登録異議申立・審判又は再審に対する手続を行なうことができる。

<新設 2009.6.9>

第4条の2【法人ではない社団など】

法人ではない社団又は財団として、代表者又は管理人を定めていない場合には、その社団又は財団の名義でデザイン無審査登録異議申立人、審判の請求人及び被請求人又は再審の請求人及び被請求人になることができる。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の3【在外者のデザイン管理人】

① 国内に住所又は営業所がない者(以下、「在外者」という)は、在外者(法人である場合にはその代表者)が国内に滞在する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下、「デザイン管理人」という)によらなければデザインに関する手続を行なったり、同法又は同法による命令によって行政庁が行った処分に対して訴を提起することが出来ない。

② デザイン管理人は委任された権限の範囲でデザインに関する手続及び同法又は同法による命令によって行政庁が行った処分に関する訴訟に対して本人を代理する。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の4【代理権の範囲】

国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続を行なうことを委任された代理人は、特別に権限を委任されなければ次の各号に該当する行為を行うことが出来ない。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第67条の2又は第67条の3による審判請求
5. 複代理人の選任

〈新設 2009.6.9〉

第4条の5【代理権の証明】

デザインに関する手続を行なう者の代理人(デザイン管理人を含む。以下、同様)の代理権は書面で証明しなければならない。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の6【行為能力などの欠陥に対する追認】

行為能力又は法定代理権がないか、デザインに関する手続を行なうのに必要な権限の委任に欠陥がある者が行なった手続は、補正された当事者や法定代理人の追認があれば行為時に遡及してその効力が発生する。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の7【代理権の不消滅】

デザインに関する手続を行なう者の委任による代理人の代理権は、次の各号の事由で消滅しない。

1. 本人の死亡や行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務の終了
4. 法定代理人の死亡や行為能力の喪失
5. 法定代理人の代理権の消滅や変更

〈新設 2009.6.9〉

第4条の8【個別代理】

デザインに関する手続を行なう者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対して各々の代理人が本人を代理する。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の9【代理人の解任等】

- ① 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続を行なう者がその手続を円滑に遂行することができなかつたり、口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を行なうのに適当ではないと認められれば、代理人によってその手続を行なうように命じることができる。
- ② 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続を行なう者の代理人がその手続を円滑に遂行することができなかつたり、口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を行なうのに適当ではないと認められれば、その代理人を変えることを命じることができる。
- ③ 特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に弁理士により代理することを命じることができる。
- ④ 特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項によって命令をした後、第1項又は第2項による代理人の選任又は解任前に第1項のデザインに関する手続を行なった者又は第2項の代理人が特許庁長又は特許審判院長に対して行ったデザインに関する手続の全て又は一部を無効とすることができます。

<新設 2009.6.9>

第4条の10【複数当事者の代表】

- ① 2人以上が共同でデザインに関する手続を行なう時には、次の各号のいずれに該当する事項を除いては、各自が全員を代表する。但し、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すれば、その代表者が全員を代表する。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第67条の2又は第67条の3による審判請求

② 第1項の但書によって申告した時には代表者として選任された事実を書面で証明しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第4条の11【「民事訴訟法」の準用】

同法において、代理人に関して特別な規定があるものを除いては「民事訴訟法」の第1編第2章第4節を準用する。

<新設 2009.6.9>

第4条の12【在外者の裁判管轄】

在外者のデザイン権又はデザインに関する権利に関してデザイン管理人があれば、そのデザイン管理人の住所又は営業所を、デザイン管理人がなければ特許庁所在地を「民事訴訟法」第11条による財産がある所と見なす。

<新設 2009.6.9>

第4条の13【期間の計算】

同法又は同法による命令による期間の計算は次の各号に従う。

1. 期間の初日は算入しない。但し、その期間が午前0時から始まる時にはその限りではない。
2. 期間を月又は年と定めた時には暦によって計算する。
3. 月又は年の初めから期間を起算しない時には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。但し、月又は年で定めた場合に最後の月に該当日がなければ、その月の末日で期間が満了する。
4. デザインに関する手続において、期間の末日が土曜日や公休日(「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその次の日で満了する。

<新設 2009.6.9>

第4条の14【期間の延長等】

- ① 特許庁長又は特許審判院長は、請求によって又は職権で第29条の3によるデザイン無審査登録異議申立理由などの補正期間、第67条の2又は第67条の3による審判の請求期間を1回に限って30日以内で延長することができる。但し、交通が不便な地域にいる者の場合には、その回数及び期間を追加で延長することができる。
- ② 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官は、同法によってデザインに関する手続を行なう期間を定めた時には請求によってその期間を短縮又は延長したり、職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等は該当手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長可否を決定しなければならない。
- ③ 審判長又は審査官は同法によってデザインに関する手続を行なう期日を定めた時には請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

<新設 2009.6.9>

第4条の15【手続の無効】

- ① 特許庁長又は特許審判院長は、第17条による補正命令を受けた者が指定された期間以内にその補正をしなければデザインに関する手続を無効にすることができる。
- ② 特許庁長又は特許審判院長は、第1項によってデザインに関する手続が無効となった場合であって、指定された期間を守らなかったことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から14日以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取消すことができる。但し、指定された期間の満了日から1年が過ぎた時にはその限りではない。
- ③ 特許庁長又は特許審判院長は、第1項による無効処分又は第2項の柱書きによる無効処分の取消処分をする時にはその補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 16【手続の事後補完】

デザインに関する手続を行なった者の責任ではない事由によって第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 による審判の請求期間、第 73 条の 3 による再審の請求期間を守ることができなかつた時には、その事由が消滅した日から 14 日以内に守れなかつた手続を、追って補完することができる。但し、その期間の満了日から 1 年が過ぎた時にはその限りではない。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 17【手続の効力の承継】

デザイン権又はデザインに関する権利に関して行なった手続の効力は、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に及ぼす。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 18【手続の続行】

特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中にデザイン権又はデザインに関する権利が移転になれば、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に対してその手続を続行させることができる。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 19【手続の中斷】

デザインに関する手続が次の各号のいずれに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中である手続は中断される。但し、手続を行なうことを委任された代理人があればその限りではない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併によって消滅した場合
3. 当事者が手続を行なう能力を喪失した場合

4. 当事者の法定代理人が死亡したりその代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第4条の10第1項の各号以外の部分の但書による代表者が死亡したり、その資格を喪失した場合
7. 破産官財人など一定の資格によって自分名義で他人のために当事者になった者がその資格を失ったり、死亡した場合

〈新設 2009.6.9〉

第4条の20【中断された手続の受継】 第4条の19によって特許庁又は特許審判院に係属中である手続が中断された時には、次の各号のいずれに該当する者がその手続を受継しなければならない。

1. 第4条の19第1号の場合には、その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続を続行する者。但し、相続人は相続を放棄することができる時までその手続を受継することができない。
2. 第4条の19第2号の場合には、合併によって設立されたり合併後存続する法人
3. 第4条の19第3号及び第4号の場合には、手続を行なう能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第4条の19第5号の場合には、新しい受託者
5. 第4条の19第6号の場合には、新しい代表者又は各当事者
6. 第4条の19第7号の場合には、同じ資格を持った者

〈新設 2009.6.9〉

第4条の21【受継申請】

- ① 第4条の19によって中断された手続に関する受継申請は、第4条の20各号に規定された者及び相手方もできる。
- ② 特許庁長又は審判長は、第4条の19によって中断された手続に関する受継申請がある時にはこれを相手方に知らせなければならない。

③ 特許庁長又は審判官は、第4条の19によって中断された手続に関する受継申請に対して、職権で調査し理由がないと認めた時には決定で棄却しなければならない。

④ 特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断された手続に関する受継申請に対しては受継するかどうかの可否を決定しなければならない。

⑤ 特許庁長又は審判官は、第4条の20に規定された者が中断された手続を受継しなければ、職権で期間を定めて受継を命じなければならない。

⑥ 第5項による期間に受継しなければ、その期間が満了される日の次の日に受継したことと見なす。

⑦ 特許庁長又は審判長は、第6項によって受継があるものと見なす場合には、これを当事者に知らせなければならない。

<新設 2009.6.9>

第4条の22【手続の中止】

① 特許庁長又は審判官が天災地変やその他の不回避な事由によってその職務を行なえない時には、特許庁又は特許審判院に係属中である手続はその理由がなくなる時まで中止になる。

② 当事者に一定していない期間特許庁又は特許審判院に係属中である手続を続行出来ない障害事由が生れた場合には、特許庁長又は審判官は、決定でその手続の中止を命じることができる。

③ 特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取消すことができる。

④ 第1項及び第2項による中止又は第3項による取消を行った時には、特許庁長又は審判長はこれを各々当事者に知らせなければならない。

<新設 2009.6.9>

第4条の23【中断又は中止の効果】

デザインに関する手続が中断されたり中止になった場合には、その期間の進行は停止してその手続の受継通知を行ったりその手続を続行した時から全体期間が新しく進行になる。

<新設 2009.6.9>

第4条の24【外国人の権利能力】

在外者中の外国人は、次の各号のいずれに該当する場合を除いてデザイン権又はデザインに関する権利を享有することが出来ない。

1.その者が属する国家で、大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認める場合

2.大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認める場合には、その者が属する国家で大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認める場合

3.条約及びこれに準するもの(以下、「条約」という)によってデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認めている場合

<新設 2009.6.9>

第4条の25【条約の効力】デザインに関して条約に同法で規定されたものと異なる規定があれば、その規定に従う。

<新設 2009.6.9>

第4条の26【書類提出の効力発生時期】

① 同法又は同法による命令によって特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物件を含む。以下、同条で同様である)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

② 第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合に、郵便物の通信日付印で表示された日が明らかな場合には、その表示された日、その表示された日が不明な場合には郵便物の受領証によって証明した日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものと見なす。但し、デザイン権及びデザインに関する権利の登録申込書類を郵便で提出する場合にはその限りではない。

③ 第1項及び第2項に規定されたもの以外の郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中止による書類提出に必要な事項は知識経済部令で定める。

<新設 2009.6.9>

第4条の27【固有番号の記載】

① デザインに関する手続を行なう者の中、知識経済部令に定める者は、特許庁長又は特許審判院長に自身の固有番号の附与を申請しなければならない。

② 特許庁長又は特許審判院長は、第1項による申請がある場合に申請人の固有番号を附与してこれを知らせなければならない。

③ 特許庁長又は特許審判院長は、第1項によって固有番号の附与申請をしない者に対しは職権で固有番号を附与してこれを知らせなければならない。

④ 第2項又は第3項によって固有番号を与えられた者がデザインに関する手続を行なう場合には、知識経済部令に定める書類に自身の固有番号を記載しなければならない。この場合、同法又は同法による命令の規定にもかかわらず該当書類に住所(法人である場合には営業所の所在地)を書かなくてもよい。

⑤ デザインに関する手続を行なう者の代理人に関しては、第1項から第4項までの規定を準用する。

⑥ 固有番号の附与申請、固有番号の附与及び通知、その他に固有番号に必要な事項は知識経済部令で定める。

<新設 2009.6.9>

第4条の28【電子文書によるデザインに関する手続の遂行】

- ① デザインに関する手続を行なう者は、同法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を知識経済部令で定める方式によって電子文書化して、これを情報通信網を利用して提出したり、フロッピーディスク又は光ディスク等の電子的記録媒体に収録して提出できる。
- ② 第1項によって提出された電子文書は、同法によって提出された書類と同様の効力を持つ。
- ③ 第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、該当文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受付されたものと見なす。
- ④ 第1項によって電子文書で提出できる書類の種類・提出方法、その他に電子文書による書類の提出に必要な事項は、知識経済部令に定める。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の29【電子文書利用申告及び電子署名】

- ① 電子文書によってデザインに関する手続を行おうとする者は、予め特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告を行わなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別できるように電子署名を行わなければならない。
- ② 第4条の28によって提出された電子文書は第1項による電子署名を行った者が提出したものと見なす。
- ③ 第1項による電子文書利用申告の手続、電子署名の方法などに必要な事項は知識経済部令に定める。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の30【情報通信網を利用した通知等の遂行】

- ① 特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官・審査長又は審査官は、第4条の29第1項によって電子文書利用申告を行った者に書類の通知及び送達(以下、「通知等」という)をしようという場合には情報通信網を利用して行うことができる。
- ② 第1項によって情報通信網を利用した書類の通知などは、書面にしたものと同じ効力を持つ。

③ 第1項による書類の通知などは、該当通知などを受ける者が使用する電算情報処理組織のファイルに記録された時に、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものと見なす。

④ 第1項によって情報通信網を利用して行なう通知等の種類・方法などに必要な事項は、知識経済部令に定める。

<新設 2009.6.9>

第2章 デザイン登録要件及びデザイン登録出願

第5条【デザイン登録の要件】

① 工業上利用することができるデザインであって、次の各号の1に掲げるものを除き、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3、2004.12.31〉

1. デザイン登録出願前に韓国内又は外国において公知され若しくは公然実施されたデザイン

2. デザイン登録出願前に韓国内又は国外において頒布された刊行物に掲載されたか、又は、電気通信回線を通して公衆が利用可能になったデザイン〈改正 2001.2.3、2004.12.31〉

3. 第1号又は第2号に掲げるデザインに類似するデザイン

② デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野において通常の知識を有する者が、第1項第1号又は第2号による該当するデザインの結合によるか、又は、韓国内で広く知られている形状・模様・色彩若しくはこれらの結合に基づいて容易に創作することができるデザイン(第1項各号の1に該当するデザインを除く。)に対しては、第1項の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31〉

③ デザイン登録出願に係るデザインが当該デザイン登録出願をした日以前にデザイン登録をし、当該デザイン登録出願後に出願公開・登録公告又は第23条の6によりデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面・写真若しくは見本に現されたデザインの一部と同一又は類似であるときは、そのデザインについては、第1項の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。〈新設 2001.2.3、改正 2007.1.3〉

第6条【デザイン登録を受けることができないデザイン】 次の各号のいずれか一つに該当するデザインについては、第5条の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。〈改正 2007.1.3〉

1. 国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章その他の公共機関等の標章並びに外国の国旗・国章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一又は類似するデザイン

2. デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に反したり、公共秩序を害するおそれがあるデザイン<改正 2007.1.3 >
3. 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザイン<新設 2001.2.3 >

第 7 条【類似デザイン】

①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願をしたデザイン(以下、“基本デザイン”という。)にのみ類似するデザイン(以下、“類似デザイン”という。)については、類似デザインとしてのみデザイン登録を受けることができる。<改正 1997.8.22 >

②第 1 項の規定により登録を受けた類似デザイン又はデザイン登録出願された類似デザインにのみ類似するデザインについては、第 1 項の規定は適用しない。

第 8 条【新規性喪失の例外】

① デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することになった場合、そのデザインはその日から 6 カ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインについて同条第 1 項及び第 2 項の規定を適用することにおいては、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当しないものと見なす。<改正 2001.2.3 、 2004.12.31 、 2007.1.3 >

② 第 1 項の規定の適用を受けようとする者はデザイン登録出願をしたとき、デザイン登録出願書にその旨を記載して特許庁長に提出し、これを証明することができる書類をデザイン登録出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。但し、自己の意思に反してそのデザインが第 5 条第 1 項各号の 1 に該当するに至った場合は、この限りでない。<改正 2001.2.3 >

[全文改正 1997.8.22]

第 9 条【デザイン登録出願】

① デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載したデザイン審査登録出願書又はデザイン無審査登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 1993.12.10 、 1997.8.22 、 2001.2.3 、 2004.12.31 >

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

2. デザイン登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名又は住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.<削除 2001.2.3. >

4. デザインの対象となる物品

4 の 2. 単独デザイン登録出願又は類似デザイン登録出願の可否(新設 2001.2.3)

5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第 7 条第 1 項の規定により類似デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合に限る。)

6. デザインを創作した者の氏名及び住所

7. 第 23 条第 3 項に規定した事項(優先権主張をしようとする場合に限り記載する。)

② 第 1 項の規定によるデザイン審査登録出願書又はデザイン無審査登録出願書は各デザインに関する次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。<改正 1993.12.10 、 1997.8.22 、 2001.2.3 >

1. デザインの対象となる物品

2. デザインの説明及び創作内容の要点

3. デザインの一連番号(第 11 条の 2 の規定により複数デザイン登録出願をする場合に限る。)

③ デザイン登録出願人は、第 2 項の図面に代えて、デザインの写真若しくは見本を提出することができる。<改正 2001.2.3 >

④ デザイン無審査登録を受けようとする者は、デザイン無審査登録出願書に第 1 項各号の事項のほか第 11 条の 2 の規定による複数デザイン登録出願であるか否か、及びデザインの数を記載しなければならない。<改正 1997.8.22 、 2001.2.3 >

⑤ 第 11 条の 2 の規定による複数デザイン登録出願をしようとする者は、デザイン無審査登録出願書に第 1 項各号の規定による事項及び各デザインの一連番号を記載しなければならない。<改正 2001.2.3 、 2004.12.31 >

⑥ デザイン無審査登録出願をすることができるデザインは第 11 条第 2 項の規定による物品の区分のうち知識経済部令で定める物品に限る。この場合、指定された物品に対してはデザイン無審査登録出願にのみ出願することができる。<新設 1997.8.22 >

⑦ 第 1 項乃至第 6 項に規定されたもののほか、デザイン登録出願について必要な事項は、産業資源部令で定める。<改正 1993.3.6 、 1995.12.29 、 1997.8.22 >

第 10 条【共同出願】 第 3 条第 2 項の規定によるデザイン登録を受けることができる権利が共有に係るときは、共有者全員は共同してデザイン登録出願をしなければならない。

第 11 条【1 デザイン 1 デザイン登録出願】

①デザイン審査登録出願は 1 デザイン毎に 1 デザイン登録出願とする。〈改正 1997.8.22、2004.12.31〉

②デザイン登録出願をしようとする者は、知識経済部令で定める物品の区分に従わなければならぬ。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1997.8.22、2004.12.31〉

第 11 条の 2【複数デザイン登録出願】

①デザイン無審査登録出願は、第 11 条第 1 項の規定にからわず、20 以内のデザインを 1 デザイン登録出願(以下、“複数デザイン登録出願”という)とすることができます。この場合、1 デザイン毎に分離して表現しなければならない。〈改正 2001.2.3、2004.12.31〉

② 複数デザイン登録出願をすることができるデザインの範囲は第 11 条第 2 項の規定による物品の区分上、知識経済部令で定める分類が同一なものとする。〈改正 2001.2.3〉

③ 複数デザイン登録出願をしようとする者は基本デザインと共にその基本デザインに属する類似デザインを出願することができる。〈改 2001.2.3〉

④ 第 3 項の規定にからわず、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願されたデザインの類似デザインを複数デザイン登録出願する場合は 1 基本デザインに属する類似デザインに限り、1 複数デザイン登録出願と/or することができる。〈改正 2001.2.3〉

〈本条新設 1997.8.22〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 12 条【組物のデザイン】

①2 種以上の物品が組物として同時に使用される場合、当該組物の物品のデザインは、組物全体として統一性があるときは 1 デザインとして、デザイン登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による組物の物品の区分は知識経済部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③〈削除 2001.2.3〉

第 13 条【秘密デザイン】

①デザイン登録出願人は、デザイン権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。但し、複数デザイン登録出願されたデザインに対する請求は出願されたデザインのすべてに対し請求する場合に限る。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②デザイン登録出願人は、第 1 項の請求を、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を納付する日まで行うことができる。但し、第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定により、

その登録料が免除される場合には、第 39 条第 2 項に規定されるデザイン権を設定するための登録をする時まで行うことができる。〈改正 2007.1.3〉

③デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第 1 項の規定により指定した期間を請求により短縮し又は延長することができる。この場合、当該期間を延長する場合は、デザイン権の設定の登録の日から 3 年を超えることができない。

④特許庁長は次の各号の1に該当するときは、第 1 項の規定による秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.8.22〉

1. デザイン権者の承諾を得た者の請求があったとき

2. その秘密デザインと同一若しくは類似のデザインに関する審査・デザイン無審査登録異議の申立・審判・再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があったとき

3. デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者の請求があったとき

4. 法院又は特許審判院から請求があったとき

⑤第 23 条の 2 の規定による出願公開申請があった場合は第 1 項の規定による請求は撤回されたものとみなす。〈新設 1997.8.22〉

第 14 条【無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護】

デザイン創作者ではない者としてデザイン登録を受けることができる権利の承継人でない者（以下“無権利者とする”）が行ったデザイン登録出願が、第 3 条第 1 項本文によるデザイン登録を受ける権利を持たない事由で第 26 条第 1 項第 3 号に該当し、デザイン登録を受けることができなくなった場合は、その無権利者のデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は、無権利者がデザイン登録出願をしたときにデザイン登録出願をしたものとみなす。但し、無権利者がデザイン登録を受けられなくなった日から 30 日を経過した後に正当な権利者がデザイン登録出願をした場合は、この限りでない。〈改正 2007.1.3〉

第 15 条【無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護】 第 3 条第 1 項本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない事由により、そのデザイン登録に対するの取消決定又は無効とする旨の審決が確定した場合は、そのデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は、取消し又は無効となったその登録デザインのデザイン登録出願の時にデザイン登録出願をしたものとみなす。但し、取消決定又は審決が確定した日から 30 日を経過した後にデザイン登録出願をした場合は、この限りではない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

第 16 条【先願】

①同一又は類似するデザインについて異なった日に二以上のデザイン登録出願があったときは、最先のデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似のデザインについて同日に二以上のデザイン登録出願があったときは、デザイン登録出願人の協議により定めた一のデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が、無効・取下げ・放棄又は拒絶決定や拒絶するという主旨の審決が確定された時には、そのデザイン登録出願は、第1項及び第2項の適用については、初めからなかったものと見なす。但し、第2項後段に該当して、そのデザイン登録出願について拒絶決定や拒絶するという主旨の審決が確定された時には、この限りではない。〈改正 2007.1.3〉

④デザインを創作した者でない者であって、デザイン登録を受けることができる権利を承継しないものがしたデザイン登録出願は第1項及び第2項の規定の適用については初めからなかったものとみなす。〈改正 1993.12.10〉

⑤特許庁長は第2項の場合は、デザイン登録出願人に相当の期間を指定して協議の結果を届け出るべき旨を命じて、その期間内に届出がないときは、第2項の協議が成立しなかったものとみなす。〈本条題目改正 2001.2.3〉

第17条【手続の補正】特許庁長又は特許審判院長は、デザイン登録に関する手続が次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて、補正を命じなければならない。〈改正 2002.12.11、2007.1.3、2009.6.〉

1.第4条第1項又は第4条の4に違反した場合

〈改正 2009.6.9〉

2.この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反している場合

3.第34条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合

第18条【出願の補正と要旨変更】

①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内においてデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項及び写真や見本を補正することができる。〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2004.12.31〉

②デザイン登録出願人は類似デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を類似デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。〈改正 2004.12.31〉

③第2項により類似デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に補正する際、第8条第1項の規定の適用を受けようとする者は、同条第2項の規定に拘らずその補正をする時に補正書

にその趣旨を記入し特許庁長に提出して、これを証明できる書類を補正書提出日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。〈新設 2007.1.3〉

④デザイン登録出願人はデザイン無審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン無審査登録出願に変更する補正をすることができる。〈改正 2007.1.3〉

⑤デザイン登録出願人は、第 1 項から第 4 項までの規定による補正を第 28 条によるデザイン登録決定、又は第 26 条によるデザイン登録拒絶決定に該当する決定(以下“デザイン登録可否決定”という)の通知書が送達される前まで行うことができる。但し、第 27 条の 2 による再審査を請求する場合には、再審査を請求する時に補正をすることができる。〈改正 2007.1.3、2009.6.9〉

⑥第 1 項乃至第 4 項の規定による補正が、最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであるとデザイン権の設定登録があった後に認定されたときには、そのデザイン登録出願はその補正書を提出したときにデザイン登録出願したものとみなす。〈改正 2007.1.3〉

[全文改正 2004.12.31]

第 18 条の 2 【補正の却下】

①審査官は、第 18 条の規定による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものであるときは、決定でその補正を却下しなければならない。〈改正 2004.12.31〉

②審査官は第 1 項の規定による却下の決定があったときは、当該決定の謄本をデザイン登録出願人に送達した日から 30 日を経過するまでは、当該デザイン登録出願についてデザイン登録可否決定をしてはならない。

③審査官はデザイン登録出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 67 条の 2 の規定による審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでそのデザイン登録出願の審査を中止しなければならない。

④第 1 項の規定による却下の決定は文書をもって行い、且つ、その理由を付さなければならない。〈本条新設 2001.2.3〉

第 19 条【出願の分割】

①次の各号のいずれかに該当する者は、当該デザイン登録出願の一部を一以上の新たなデザイン登録出願に分割しデザイン登録出願をすることができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2009.6.9〉

1. 第 11 条の規定に違反して二以上のデザインを 1 デザイン登録出願として出願した者
2. 複数デザイン登録出願した者
3. 〈削除 2001.2.3〉

②第 1 項の規定により分割されたデザイン登録出願(以下“分割出願”とする)がある場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に出願したものとして見なす。但し、第 8 条第 2 項又は第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、この限りでない。<改正 1993.12.10、2007.1.3>

③第 1 項によるデザイン登録出願の分割は、第 18 条第 5 項による補正をすることができる期間内にすることができる。<改正 2004.12.31、2009.6.9>

④<削除 2001.2.3>

第 20 条 <削除 2004.12.31>

第 20 条の 2 <削除 2004.12.31>

第 21 条及び第 22 条 <削除 1998.9.23>

第 23 条【条約による優先権主張】

①条約により大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に出願をした後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願をして優先権を主張するときは、第 5 条及び第 16 条の規定の適用についてはその当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願をした日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願をした場合も、また同様とする。<改正 2001.2.3>

②第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、優先権の主張の基礎となる最初の出願の日から 6 月以内にデザイン登録出願をしなければ、これを主張することができない。

③第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願のときデザイン登録出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第 3 項の規定により優先権を主張した者は、最初に出願をした国の政府が認める出願の年月日を記載した書面及び図面の謄本をデザイン登録出願の日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第 3 項の規定により優先権を主張した者が第 4 項の期間内に同項に規定する書類を提出しない場合は、当該優先権の主張は、その効力を失う。

第 23 条の 2【出願公開】

①デザイン審査登録出願人は知識経済部令で定めるところにより、自己のデザイン登録出願に対し公開を申請することができる。但し、複数デザインに対する申請は出願されたデザイン全部に対して申請する場合に限る。〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31〉

②特許庁長は第1項による公開申請があったときは、そのデザイン登録出願に関し第78条によるデザイン公報に掲載し出願公開をしなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが与える意味や内容などが一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に外れたり、公共秩序を害する恐れがある。〈改正 2007.1.3、2009.6.9〉

1.デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に反したり、公共秩序を害するおそれがある場合 〈改正 2007.1.3〉

2.第24条の規定により準用する「特許法」第41条第1項の規定により国防上の秘密として取扱わなければならない場合 〈改正 2007.1.3〉

③第1項の規定による公開の申請は、そのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録可否決定書の謄本の送達を受けた後はこれをすることができない。〈改正 2001.2.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

[本条新設 1995.12.29]

第23条の3【出願公開の効果】

①デザイン登録出願人は出願公開があった後に、そのデザイン登録出願されたデザイン又はこれに類似するデザインを業として実施した者に対し、デザイン登録出願されたデザインであることを書面でもって警告することができる。

②第1項の規定による警告を受け、又は出願公開されたデザインであることを知り、そのデザイン登録出願されたデザイン若しくはこれに類似するデザインを業として実施した者に対し、デザイン登録出願人は、その警告を受けたとき、又は出願公開されたデザインであることを知った日からデザイン権の設定の登録時までの期間の間その登録デザイン若しくはこれに類似するデザインの実施に対し通常受けることができる金額に相当する補償金の支払を請求することができる。

③第2項の規定による請求権は、当該デザイン登録出願されたデザインに対するデザイン権の設定の登録があった後でなければこれを行使することができない。

④第2項の規定による請求権の行使は、デザイン権の行使を妨げない。

⑤第63条・第67条又は民法第760条及び同法第766条の規定は、第2項の規定による請求権行使する場合に準用する。この場合において、民法第766条第1項の中“被害者又はその法定代理人が、その損害及び加害者を知った日”とあるのは、“当該デザイン権の設定の登録日”と読み替えるものとする。

[本条新設 1995.12.29]

⑥出願公開後、デザイン登録出願が放棄・無効または取り下げられたとき、デザイン登録出願のデザイン登録拒絶決定が確定したとき、第 29 条の 5 第 3 項によるデザイン登録取消決定が確定したとき又は第 68 条によるデザイン登録を無効とするという審決(同条第 1 項第 4 号による場合は除く)が確定したときは、第 2 項による請求権は、初めから発生しなかったものとみなす。

[本条新設 1995.12.29] <改正 2001.2.3、2004.12.31、2009.6.9>

第 23 条の 4【デザイン登録を受けることができる権利の移転等】

①デザイン登録を受けることができる権利は移転することができる。但し、基本デザイン登録を受けることができる権利と類似デザイン登録を受けることができる権利はともに移転しなければならない。

②デザイン登録を受けることができる権利は質権の目的とすることができない。

③デザイン登録を受けることができる権利が共有である場合は、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

[本条新設 1997.8.22]

第 23 条の 5【情報提供】

デザイン登録出願されたデザインについては、誰でも当該デザインが第 26 条第 1 項各号の 1 に該当し登録できないという趣旨の情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。<改正 2004.12.31 >

[本条新設 2001.2.3]

第 23 条の 6【拒絶決定された出願の公報掲載】

特許庁長は、第 16 条第 2 項後段の規定により拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定された時には、そのデザイン登録出願に関する事項を、第 78 条の規定によるデザイン公報に掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第 23 条の第 2 項但し書に該当する場合にはこれを掲載しなくてもよい。

[本条新設 2007.1.3] <改正 2009.6.9>

第 24 条【デザイン登録を受けることができる権利の承継】

① デザイン登録出願前においてデザイン登録を受けることができる権利の承継は、その承継人がデザイン登録出願をしなければ第三者に対抗することができない。

② 同一人から承継した同じデザイン登録を受けることができる権利に対して同じ日に 2 以上のデザイン登録出願がある時には、デザイン登録出願人の協議によって定めた者以外の者の承継はその効力が発生しない。

③ デザイン登録出願後においてデザイン登録を受けることができる権利の承継は、相続、その他の一般承継の場合を除いては、デザイン登録出願人の変更申告をしなければその効力が発生しない。

④ デザイン登録を受けることができる権利の相続、その他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞せずその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

⑤ 同一人から承継した同じデザイン登録を受けることができる権利の承継に関して、同じ日に 2 以上のデザイン登録出願人変更申告がある時には、申告をした者との間の協議によって定めた者以外の者の申告はその効力が発生しない。

⑥ 第 2 項及び第 5 項の場合には、第 16 条第 5 項を準用する。

〈改正 1997.8.22、改正 2007.1.3、2009.6.9〉

第 3 章 審査

第 25 条【審査官による審査】

① 特許庁長は審査官にデザイン登録出願及びデザイン無審査。登録異議の申立てを審査させる。〈改正 2001.2.3〉

② 審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条の 2【先行デザインの調査等】

① 特許庁長はデザイン登録出願の審査において必要だと認められる場合には、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他に大統領令に定める業務を依頼することができる。

② 特許庁長はデザイン登録出願の審査に関して必要だと認められる場合には、関係行政機関、該当デザイン分野の専門機関又はデザインに関する知識と経験が豊富な者に協調を要請したり意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲で手当又は費用を支給することができる。

③ 第 1 項による専門機関の指定基準及び先行デザインの調査などの依頼に必要な事項は大統領令に定める。

〈新設 2009.6.9〉

第 25 条の 3【専門機関の指定取消等】

① 特許庁長は第 25 条の 2 第 1 項による専門機関が第 1 号に該当する場合には、専門機関の指定を取消さなければならず、第 2 号に該当する場合には、その指定を取消たり 6 ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命じることができる。

1. 偽りやその他の否定した方法で専門機関の指定を受けた場合

2. 第 25 条の 2 第 3 項による指定基準に適合しなくなった場合

- ② 特許庁長は第 1 項によって専門機関の指定を取消そうとするなら聴聞をしなければならない。
- ③ 第 1 項による専門機関の指定取消及び業務停止の基準と手続などに必要な事項は、知識経済部令に定める。

〈新設 2009.6.9〉

第 25 条の 4【優先審査】特許庁長は次の各号のいずれに該当するデザイン登録出願に対しては、審査官に他のデザイン登録出願に優先して審査させることができる。

1. 出願公開後、デザイン登録出願人ではない者が業としてデザイン登録出願されたデザインを実施していると認められる場合

2. 大統領令に定めるデザイン登録出願として、緊急処理が必要だと認められる場合

〈新設 2009.6.9〉

第 26 条【デザイン登録拒絶の決定】

① 審査官は、デザイン登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3、2009.6.9〉

1. 第 4 条の 24、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 6 項、第 10 条、第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 16 条第 1 項及び第 2 項によりデザイン登録をすることができない場合〈改正 2001.2.3、2009.6.9〉

2.〈削除 2001.2.3〉

3. 第 3 条第 1 項本文の規定によりデザイン登録を受けることができる権利をもたず同条同項但し書の規定によりデザイン登録を受けることができないものであるとき〈改正 2001.2.3〉

4. 条約の規定に違反した場合

5. 類似デザイン無審査登録出願が次の各目のいずれかに該当した場合

〈改正 2009.6.9〉

イ. 類似デザイン登録されたデザイン又は類似デザイン登録出願されたデザインを基本デザインとして表示した場合。

ロ. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合。

ハ.基本デザインに関するデザイン登録出願が無効・取下げ若しくは放棄され、又は拒絶査定が確定した場合。

二.類似デザイン無審査登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインに関するデザイン登録出願人と違う場合<新設 2001.2.3 >

ホ.類似デザイン無審査登録出願されたデザインが基本デザインに類似していない場合<新設 2001.2.3 >

②第1項の規定にかかわらず、デザイン無審査登録出願に対しては第5条、第7条、第16条第1項・第2項の規定は、これを適用しない。但し、デザイン無審査登録出願されたデザインが第5条第1項本文の規定による工業上利用することのできないものであったり、第5条第2項の規定にある国内で広く知られる形状・模様・色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作することができるものである場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。<改正 2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3 >

③審査官は第23条の5の規定による情報及び証拠の提供があるデザイン無審査登録出願に対しては、第2項の規定にかかわらず、その情報及び証拠に基いて、第1項の規定によりデザイン登録拒絶決定をすることができる。<新設 2004.12.31 >

[全文改正 1997.8.22]

<本条題目改正 2001.2.3 >

第27条【拒絶理由の通知】

①審査官は、第26条の規定によりデザイン登録拒絶決定をしようとするときは、そのデザイン登録出願人に対し、拒絶の理由(第26条第1項各号の1に該当する理由をいい、以下、“拒絶理由”という。)を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。<改正 1997.8.22、2001.2.3 >

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインに対して拒絶理由がある場合はその該当デザインの一連番号、デザインの対象になる物品及び拒絶理由を明示しなければならない。<新設 1997.8.22、2001.2.3 >

第27条の2【再審査の請求】

①デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願に関して拒絶決定謄本が送達された日から30日(第4条の14第1項により第67条の3による期間が延長された場合、その延長された期間をいう)以内にそのデザイン登録出願書に添付された図面、図面の記載事項及び写真や見本を補正して、該当デザイン登録出願に関して再審査(以下、「再審査」という)を請求することができる。但し、再審査によるデザイン登録拒絶決定があるか、第67条の3による審判請求がある場合にはその限りではない。

② 第1項による再審査の請求がある場合、該当デザイン登録出願に対して従来になされたデザイン登録拒絶決定は取消されたものと見なす。

③ 第1項による再審査の請求は取下げすることができない。

〈新設 2009.6.9〉

第28条【デザイン登録の決定】 審査官は、デザイン登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、デザイン登録の決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第29条【デザイン登録可否決定の方式】

① デザイン登録可否決定は文書をもって行い、且つ、理由を付さなければならない。〈改正 2001.2.3〉

② 特許庁長はデザイン登録可否決定があったときは、その決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第29条の2【デザイン無審査登録異議の申立て】

① 何人もデザイン無審査登録出願によるデザイン権の設定登録があった日からデザイン無審査登録公告日後3ヶ月以内に、該当デザイン無審査登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許庁長にデザイン無審査登録異議の申立てをすることができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとにデザイン無審査登録異議の申立てをすることができる。〈改正 2001.2.3、2009.6.9〉

1. 第4条の24、第5条、第6条、第7条第1項、第10条及び第16条第1項・第2項に違反したとき〈新設 2001.2.3、2009.6.9〉

2. 第3条第1項の本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を持っていないか、又は同条同項但し書きの規定によりデザイン登録を受けることが出来ないとき〈新設 2001.2.3〉

3. 条約に違反するとき〈新設 2001.2.3〉

② デザイン無審査登録異議の申立てをする者（以下“デザイン無審査登録異議申立人”という）は次の各号の事項を記載したデザイン無審査登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1. デザイン無審査登録異議申立人の氏名と住所（法人にあってはその名称及び営業所の所在地）

1 の 2. デザイン無審査登録異議の申立て人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所
若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び指定
された弁理士の氏名)

2. デザイン無審査登録異議の申立ての対象となる登録デザインの表示

3. デザイン無審査登録異議の申立ての趣旨

4. デザイン無審査登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

③ 第 29 条の 4 第 3 項の規定により指定された審査長はデザイン無審査登録異議の申立てがあつたときには、デザイン無審査登録異議申立書の副本をデザイン無審査登録異議の申立ての対象となる登録デザインのデザイン権者に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えるべきである。〈 2001.2.3 〉

④ 第 68 条第 6 項の規定は第 1 項のデザイン無審査登録異議の申立てに準用する。
[本条新設 1997.8.22]

第 29 条の 3 【デザイン無審査登録異議の申立て理由等の補正】 デザイン無審査登録異議申立て人はデザイン無審査登録異議の申立てをした日から 30 日以内にデザイン無審査登録異議申立書に記載した理由又は証拠を補正することができる。

[本条新設 1997.8.22]

第 29 条の 4 【審査・決定の合議体】

① デザイン無審査登録異議の申立てでは 3 人の審査官合議体が審査・決定する。

② 特許庁長は各デザイン無審査登録異議の申立てに対し審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。

③ 特許庁長は第 2 項の規定により指定された審査官のうち 1 人を審査長として指定しなければならない。

④ 審査官合議体及び審査長に関しては、第 72 条の 7 第 2 項・第 72 条意 8 第 2 項及び第 72 条の 9 第 2 項・第 3 項を準用する。〈改正 2001.2.3、2007.1.3、2009.6.9〉

[本条新設 1997.8.22]

第 29 条の 5 【デザイン無審査登録異議申立ての職権審査】

① デザイン無審査登録異議申立てに関する審査をする時には、デザイン権者やデザイン無審査登録異議申立て人が申立てしない理由についても、これを審査することができる。この場合、デザイン権者やデザイン無審査登録異議申立て人に期間を定めて、その理由に関して意見を陳述できる機会を与えるなければならない。

②デザイン無審査登録異議申立てに関する審査をする時には、デザイン無審査登録異議申立人が申立てしない登録デザインに関しては審査することができない。

[本条新設 2007.1.3]

第 29 条の 6【デザイン無審査登録異議申立ての併合又は分離】

審査官合議体は、2つ以上のデザイン無審査登録異議申立てを併合又は分離して審査・決定することができる。

[本条新設 2007.1.3]

第 29 条の 7【デザイン無審査登録異議申立てに対する決定】

①審査官合議体は、第 29 条の 2 第 3 項及び第 29 条の 3 の規定による期間が経過した後にデザイン無審査登録異議の申立てに対する決定をしなければならない。

②審査長はデザイン無審査登録異議申立人がその理由及び証拠を提出しない場合は第 29 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、第 29 条の 3 の規定による期間の経過の後に決定としてデザイン無審査登録異議の申立てを却下することができる。〈改正 2001.2.3〉

③審査官の合議体はデザイン無審査登録異議の申立てが理由があると認められたときはその登録デザインを取消す旨の決定(以下、“デザイン登録取消決定”という。)をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

④デザイン登録取消決定が確定したときはそのデザイン権は初めからなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

⑤審査官の合議体はデザイン無審査登録異議の申立てが理由がないと認められたときはそのデザイン登録を維持する旨の決定(以下、“デザイン登録維持決定”という。)をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

⑥デザイン無審査登録異議の申立てに対する却下決定及びデザイン登録維持決定に対しては不服することができない。〈改正 2001.2.3〉

[本条新設 1997.8.22]

[第 29 条の 5 より移動 〈2007.1.3〉]

第 29 条の 8【デザイン無審査登録異議申立てに対する決定方式】

①デザイン審査登録異議申立てに対する決定は、次の各号の事項を記した書面で行わなければならず、決定をした審査官はこれに記名捺印をしなければならない。

1.デザイン無審査登録異議申立て事件の番号

2.デザイン権者とデザイン無審査登録異議申立人の氏名及び住所(法人である場合はその名称及び営業所の所在地)

3. デザイン権者とデザイン無審査登録異議申立人の代理人がいる場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

4. 決定に関するデザインの表示

5. 決定の結論及び理由

6. 決定年月日

② 審査長は、デザイン無審査登録異議申立てに対する決定がある時には、その謄本をデザイン無審査登録異議申立て人とデザイン権者に送達しなければならない。

[本条新設 2007.1.3]

第 29 条の 9【デザイン無審査登録異議申立ての取下げ】

① デザイン無審査登録異議申立ては、第 29 条の 5 第 1 項後段の規定による意見陳述の通知や、第 29 条の 8 第 2 項による決定謄本の送達がある後には、これを取り下げることができる。

② デザイン無審査登録の異議申立てを取下げれば、その異議申立ては、最初からなかったものと見なす。

[本条新設 2007.1.3] <改正 2009.6.9>

第 30 条【審判規定の審査への準用】

デザイン登録出願の審査に関しては、第 72 条の 11(同条第 6 号は除く)を準用する。この場合、「審判」は「審査」と、「審判官」は「審査官」と見なす。

<改正 1995.12.29、1997.4.10、2001.2.3、2007.1.3、2009.6.9>

第 30 条の 2【審査又は訴訟手続の中止】

① デザイン登録出願の審査は、必要な場合には審決が確定される時まで、又は訴訟手続が完結される時までその手続を中止することができる。

② 法院は、必要な場合にはデザイン登録出願に対する決定が確定される時まで、その訴訟手続を中止することができる。

③ 第 1 項及び第 2 項による中止に対しては、不服することができない。

<新設 2009.6.9>

第 30 条の 3【準用規定】 デザイン無審査登録異議申立の審査・決定に関しては、第 30 条の 2、第 72 条の 5、第 72 条の 11(同条第 6 号は除く)、第 72 条の 18 第 7 項、第 72 条の 21、第 72 条の 29 第 3 項から第 6 項まで及び第 72 条の 30 を準用する。

<新設 2009.6.9>

第 4 章 登録料及びデザイン登録等

第 31 条【デザイン登録料】

①第 39 条第 1 項によるデザイン権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようという日(以下、「設定登録日」という)から 3 年分のデザイン登録料(以下、「登録料」という)を納付しなければならず、デザイン権者はその次の年度分からの登録料を該当権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ納付しなければならない。

<改正 2009.6.9>

②第 1 項にもかかわらずデザイン権者は、その次の年度分からの登録料をその納付年次の順序によって数年分又は全ての年次分を一括で納付することができる。<改正 1993.3.6、1995.12.29、2004.12.31、2009.6.9 >

③第 1 項及び第 2 項による登録料、納付方法、納付期間、その他に必要な事項は知識経済部令に定める。

<新設 2009.6.9>

第 31 条の 2【デザイン登録料を納付する時のデザイン別放棄】

①複数デザイン登録出願についてデザイン登録決定を受けた者が登録料を納付する時は、デザイン別にこれを放棄する事ができる。

②第 1 項の規定によるデザインの放棄に関し必要な事項は知識経済部令で定める。<本条新設 2001.2.3 >

第 32 条【利害関係人による登録料の納付】

①利害関係人は、納付すべき者の意にかかわらず、登録料を納付することができる。

②利害関係人は、第 1 項の規定により登録料を納付した場合は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第 33 条【登録料の追加納付等】

①デザイン権の設定の登録を受けようとする者又はデザイン権者は、第 31 条第 3 項による登録料納付期間が過ぎた後にも、6 ヶ月以内に登録料を追加納付することができる。

<改正 2009.6.9>

②第 1 項により登録料を追加納付するときは、納付すべき登録料の 2 倍の範囲内で知識経済部令へ定める金額を納付しなければならない。

<改正 2009.6.9>

③第 1 項による追加納付期間に登録料を納付しなかったとき(追加納付期間が満了になっても、第 33 条の 2 第 2 項定による補填期間が満了していなかった場合は、その補填期間内に補填しなかったときをいう。)は、デザイン権の設定の登録を受けようとする者のデザイン登録出願は放棄したものとみなし、デザイン権者のデザイン権は第 31 条第 1 項又は第 2 項によって納付された登録料に該当する期間が満了される日の次の日にさかのぼってそのデザイン権が消滅したものとみなす。<改正 2002.12.11、2009.6.9>

<本条題目変更 2002.12.11 >

第 33 条の 2【登録料の補填】

①特許庁長は、デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が、第 31 条第 3 項又は第 33 条第 1 項による期間内に登録料の一部を納付しなかった場合には、登録料の補填を命じなければならない。

<改正 2009.6.9>

②第 1 項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 月以内に登録料を補填することができる。

③第 2 項により、登録料を補填する者は次の各号のいずれかに該当する場合に納付しなかった金額の 2 倍の範囲で知識経済部令へ定める金額を納付しなければならない。

<改正 2009.6.9>

1.登録料を第 31 条第 3 項による納付期間が過ぎた後に補填をする場合

<改正 2009.6.9>

2.登録料を第 33 条第 1 項定による追加納付期間が過ぎた後に補填する場合

<改正 2009.6.9>

<本条新設 2002.12.11 >

第 33 条の 3【登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等】

①デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者は、その責めに帰することができない理由により第 33 条第 1 項による追加納付期間内に登録料を追加納付しなかったか、若しくは第 33 条の 2 第 2 項による補填期間内に補填しなかったときは、その理由がなくなった日から 14 日以内にその登録料を納付、若しくは補填することができる。但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 6 ヶ月が過ぎた時はその限りではない。<改正 2002.12.11、2009.6.9 >

②第1項による登録料の納付、又は補填した者は、第33条第3項にもかかわらずそのデザイン登録出願を放棄しなかったとみなし、そのデザイン権は継続して存続していたものとみなす。<改正 2002.12.11、2009.6.9>

③第33条第1項による追加納付期間内に登録料を納付しなかつたり、第33条の2の第2項による補填期間内に補填をせず、実施中の登録デザインのデザイン権が消滅した場合、そのデザイン権者は追加納付期間、又は補填期間満了日から3ヶ月以内に、第31条のによる登録料の3倍を納付して、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、そのデザイン権は継続して存続していたとみなす。<新設 2005.5.3> <改正 2009.6.9>

④第2項又は第3項によるデザイン登録出願又はデザイン権の効力は登録料追加納付期間が過ぎた日から納付、又補填した日までの期間(以下この条で“効力制限期間”と言う。)中に別の人があのデザイン又はこれと類似したデザインを実施した行為については効力が及ばない。<改正 2002.12.11、2005.5.3、2009.6.9>

⑤効力制限期間中に韓国内で善意により第2項又は第3項の規定によるデザイン登録出願されたデザイン、登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施するか、これを準備している者はその実施又は準備をしているデザイン又は事業目的の範囲内でそのデザイン権に対し通常実施権をもつ。<改正 2005.5.3>

⑥第5項の規定により通常実施権をもつ者はデザイン権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。<本条新設 2001.2.3、改正 2005.5.3>

第34条【手数料】

①デザイン登録出願・請求及びその他の手続をする者は、手数料を納付しなければならない。

②第1項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、知識経済部令で定める。<改正 1993.3.6、1995.12.29、2004.12.31>

第35条【登録料又は手数料の減免】

①特許庁長は、次の各号の1に該当する登録料及び手数料は、第31条及び第34条の規定にかかわらず、これを免除する。

1.国に属するデザイン登録出願若しくはデザイン権に関する手数料又は登録料

2.第68条第1項の規定による審査官の無効審判の請求に対する手数料

②特許庁長は、「国民基礎生活保障法」第5条の規定による受給権者及び知識経済部令で定める者がしたデザイン登録出願である場合は、第31条及び第34条の規定にかかわらず、デザイン権の設定登録を受けるための最初3年分の登録料及び知識経済部令で定める手数料を減免することができる。<改正 1993.3.6、1995.12.29、1999.9.7、2007.1.3>

③第2項の規定により登録料及び手数料の減免を受けようとする者は、知識経済部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

第36条【登録料等の返還】

①納付された登録料及び手数料はこれを返還しない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、納付した者の請求によりこれを返還する。〈改正 1997.8.22、2002.2.3、2007.1.3〉

1.誤って納付された登録料及び手数料

2.デザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にすべき旨の決定が確定した年度の翌年度からの登録料該当分

3.デザイン登録出願(優先審査申立てがあるデザイン登録出願、分割出願又は分割出願の基礎となるデザイン登録出願を除外する)後1ヵ月以内に該当デザイン登録出願を取り下げたり放棄した場合、既に納付された手数料中デザイン登録出願料 〈新設 2007.1.3〉

②特許庁長は、納付された登録料と手数料が第1項各号のいずれか一つに該当する場合には、これを納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3、改正 2007.1.3〉

③第1項各号外の部分但し書の規定による登録料と手数料の返還のための請求は、第2項の規定による通知を受けた日から3年を経過した場合には行うことができない。〈改正 2001.2.3、2007.1.3、2007.5.17〉

[全文改正 1993.12.10]

第37条【デザイン登録原簿】

①特許庁長は特許庁にデザイン登録原簿を備え、次の各号の事項を登録する。

1.デザイン権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限〈改正 2002.12.11〉

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第1項の規定によるデザイン登録原簿は、その全部又は1部を電子記録媒体等でもって作成することができる。〈改正 2001.2.3〉

③第1項及び第2項に規定するもののほか、登録事項及び登録手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第38条【デザイン登録証の交付】

- ①特許庁長は、デザイン権の設定の登録があったときは、デザイン権者に対しデザイン登録証を交付しなければならない。
- ②特許庁長はデザイン登録証がデザイン登録原簿、その他の書類と符合しないときは、申請により若しくは職権で、デザイン登録証を回収して訂正交付し、又は新たなデザイン登録証を交付しなければならない。

第 5 章 デザイン権

第 39 条【デザイン権の設定の登録】

- ①デザイン権は、設定の登録により発生する。
- ②特許庁長は、第 31 条第 1 項の規定により登録料を納付したとき、第 33 条第 1 項の規定により登録料を追加納付したとき、第 33 条の 2 第 2 項の規定により登録料を補填したとき、第 33 条の 3 第 1 項の規定により登録料を納付、若しくは補填したとき又は第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定によりその登録料が免除されたときは、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。<改正 2002.12.11>
- ③特許庁長は、第 2 項による登録をした場合には、デザイン権者の氏名・住所及びデザイン登録番号等大統領令が定めるそのデザインに関する事項をデザイン公報に掲載して登録公告をしなければならない。<改正 2007.1.3>

第 40 条【デザイン権の存続期間】

- ①デザイン権の存続期間はデザイン権の設定の登録の日から 15 年とする。但し、類似デザインのデザイン権の存続期間の満了日はその基本デザインのデザイン権の存続期間の満了日とする。<改正 1993.12.10、1997.8.22>
- ②正当な権利者のデザイン登録出願に対しては第 15 条の規定によりデザイン権が設定登録された場合には、第 1 項のデザイン権の存続期間は無権利者がしたデザイン権の設定登録日の翌日から起算する。<改正 2001.2.3、2004.12.31>

第 41 条【デザイン権の効力】 デザイン権者は、業として登録デザイン及びこれに類似するデザインの実施をする権利を専有する。但し、そのデザイン権について専用実施権を設定したときは、第 47 条第 2 項の規定により専用実施権者がその登録デザイン及びこれに類似するデザインの実施をする権利を専有する範囲内については、この限りでない。<改正 1993.12.10>

第 42 条【類似デザインのデザイン権】 第 7 条第 1 項の規定による類似デザインのデザイン権は、その基本デザインのデザイン権と合体する。

第 43 条【登録デザインの保護範囲】 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面と写真若しくは見本と図面に記載されたデザインの説明により現わされたデザインに基づいて定められる。〈改正 2001.2.3 〉

第 44 条【デザイン権の効力が及ばない範囲】

①デザイン権の効力は、次の各号の 1 に該当する事項には及ばない。

- 1.研究又は試験をするための登録デザインの実施
- 2.韓国内を通過するにすぎない船舶・航空機・車輌又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物
- 3.デザイン登録出願時から韓国内にある物

②文字体がデザイン権として設定登録された場合、そのデザイン権の効力は次の各号の 1 に該当する場合には及ばない。〈新設 2004.12.31 〉

- 1.タイプ・組み版、又は印刷等の通常的な過程で文字体を使用する場合
- 2.第 1 号の規定による文字体の使用により生産された結果物の場合

第 45 条【他人の登録デザイン等との関係】

①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録デザインがそのデザイン登録出願の日前の出願に係る他人の登録デザイン若しくはこれに類似するデザイン、特許発明・登録实用新案若しくは登録商標を利用するものであるとき、又はデザイン権がそのデザイン権のデザイン登録出願の日前の出願係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者若しくは商標権者の許諾を得ていなければ、又は第 70 条の規定によらなければ、自己の登録デザインを業として実施することができない。〈改正 1997.8.22 、 2001.2.3 〉

②デザイン権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録デザインに類似したデザインがそのデザイン登録出願の日前の出願に係る他人の登録デザイン若しくはこれに類似するデザイン・特許発明・登録实用新案若しくは登録商標を利用するものであるとき、又はそのデザイン権の登録デザインに類似するデザインがデザイン登録出願の日前の出願に係る他人のデザイン権・特許権・実用新案権若しくは商標権と抵触するときは、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者若しくは商標権者の許諾を得ていないとき、又は第 70 条の規定によらなければ、自己の登録デザインに類似するデザインを業として実施することができない。〈新設 1997.8.22 、改正 2001.2.3 〉

③デザイン権者・専用実施権者・通常実施権者は、登録デザイン若しくはこれに類似するデザインがそのデザイン登録の出願の日前に生じた他人の著作権を利用するものであるとき、又は抵触するときには、著作権者の許諾を得なければ、自己の登録デザイン若しくはこれに類似するデザインを業として実施することができない。〈改正 2001.2.3〉

第 46 条【デザイン権の譲渡及び共有】

①デザイン権は、これを譲渡することができる。但し、基本デザインのデザイン権と類似デザインのデザイン権はともに譲渡しなければならない。

②デザイン権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

③デザイン権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録デザイン又はこれに類似するデザインを自己が実施することができる。〈改正 1993.12.10〉

④デザイン権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、そのデザイン権について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

⑤複数デザイン登録されたデザイン権は各デザインごとに分離して移転することができる。〈新設 1997.8.22、改正 2001.2.3〉

第 47 条【専用実施権】

①デザイン権者は、そのデザイン権について他人に専用実施権を設定することができる。

②第 1 項の規定による専用実施権の設定を受けた専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲内において、業としてそのデザイン登録又はこれに類似するデザインの実施をする権利を専有する。

③専用実施権者は、実施の事業とともに移転する場合、又は相続その他一般承継の場合を除き、デザイン権者の承諾を得なければその専用実施権を移転することができない。

④専用実施権者は、デザイン権者の承諾を得なければ、その専用実施権について質権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

⑤第 46 条第 2 項乃至第 4 項の規定は、専用実施権に準用する。

第 48 条【デザイン権及び専用実施権の登録の効力】

①次の各号に該当する事項は、登録しなければその効力が発生しない。

1. デザイン権の移転(相続、その他的一般承継による場合は除く)・放棄による消滅又は処分の制限

2. 専用実施権の設定・移転(相続、その他的一般承継による場合は除く)・変更・消滅(混同による場合は除く)又は処分の制限
3. デザイン権又は専用実施権を目的とする質権の設定・移転(相続、その他的一般承継による場合は除く)・変更・消滅(混同による場合は除く)又は処分の制限

② 第1項の各号によるデザイン権・専用実施権及び実権の相続、その他的一般承継の場合には、遅滞せずその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第49条【通常実施権】

- ① デザイン権者はそのデザイン権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- ② 通常実施権者はこの法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録デザイン又はこれに類似するデザインの実施する権利を有する。<改正 1993.12.10>
- ③ 第70条による通常実施権は、その通常実施権者の該当デザイン権と共に移転され、該当デザイン権が消滅した時には共に消滅する。<改正 1993.12.10、2007.1.3、2009.6.9>
- ④ 第3項以外の通常実施権は、実施事業と共に移転する場合又は相続、その他的一般承継の場合を除いてはデザイン権者(専用実施権者に関する通常実施権においてはデザイン権者及び専用実施権者)の同意を受けなければ移転することが出来ない。
- ⑤ 第3項以外の通常実施権は、デザイン権者(専用実施権者に関する通常実施権においてはデザイン権者及び専用実施権者)の同意を受けなければ、その通常実施権を目的とする実権を設定することは出来ない。
- ⑥ 通常実施権に関しては、第46条第2項・第3項を準用する。

<新設 2009.6.9>

第50条【先使用による通常実施権】

デザイン登録出願の際、そのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らないでそのデザインを創作し、又はそのデザインを創作した者から知得して、韓国内でその登録デザイン若しくはこれに類似するデザインの実施である事業をし、又はその事業の準備をしている者は、その実施若しくは準備をしているデザイン及び事業の目的の範囲内において、そのデザイン登録出願されたデザインに対するデザイン権について通常実施権を有する。<改正 1993.12.10、2007.1.3>

第50条の2【先出願による通常実施権】

他人のデザイン権が設定登録される時に、そのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らずにそのデザインを創作したり、そのデザインを創作した者から知得して国内でそのデザイン又はこれと類似したデザインの実施事業をしたり、その事業の準備をしている者(第 50 条に該当する者を除外する)は、次の各号の要件を満たした場合に限って、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲内でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

1.他人が、デザイン権の設定登録を受けるために、デザイン登録出願をした日以前にそのデザイン又はこれと類似したデザインについてデザイン登録出願を行い、そのデザイン登録出願に関するデザインの実施事業を行ったり、その事業の準備を行ったもの

2.第 1 号中、まずデザイン登録出願したデザインが第 5 条 1 項各号のいずれか一つに該当して拒絶決定や又は拒絶するという趣旨の審決が確定されたもの

<新設 2007.1.3 >

第 51 条【無効審判の請求登録前の実施による通常実施権】

①デザイン登録に対する無効審判の請求の登録前に次の各号のいずれかに該当する者であって、登録デザインが無効事由に該当することを知らないで、韓国内においてデザイン又はこれに類似するデザインの実施である事業をしているもの又は事業の準備をしているときは、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的の範囲において、そのデザイン権又はデザイン登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

<改正 2009.6.9>

1.同一又は類似のデザインについての二以上の登録デザインのうち、その一のデザイン登録を無効にした場合における原デザイン権者

2.デザイン登録を無効にして同一又は類似のデザインについて正当権利者にデザイン登録をした場合における原デザイン権者

3.第 1 号及び第 2 号の場合において、その無効になったデザイン権について無効審判の請求の登録の際、既に専用実施権又は通常実施権又はその専用実施権について通常実施権を取得した者であって、次の各目のいずれかに該当する者<但し書削除>

<改正 2009.6.9>

イ. 該当通常実施権又は専用実施権の登録を受けた者

ロ. 第 52 条の 2 第 2 項に該当する通常実施権を取得した者

<新設 2009.6.9>

②第 1 項の規定により通常実施権を有する者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第 52 条【デザイン権等の存続期間満了後の通常実施権】

①登録デザインに類似するデザインがそのデザイン登録出願の日前又はデザイン登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権(以下、“原デザイン権”という。)と抵触する場合、原デザイン権の存続期間が満了したときは原デザイン権者は原デザイン権の範囲内において、そのデザイン権について通常実施権を有し、又は原デザイン権の存続期間満了当時に存在するそのデザイン権に対する専用実施権について通常実施権を有する。

②第 1 項の場合において、原デザイン権の満了当時に存在する原デザイン権に対する専用実施権者、又は第 61 条において準用する「特許法」第 52 条の 2 第 1 項により登録された通常実施権者は、原権利の範囲において、そのデザイン権について通常実施権を有し、又は原デザイン権の存続期間の満了当時に存在するそのデザイン権に対する専用実施権について通常実施権を有する。〈改正 2001.2.3、2007.1.3、2009.6.9〉

③第 1 項及び第 2 項の規定は、登録デザイン若しくはこれと類似するデザインがそのデザイン登録の日前又はデザイン登録出願日と同日に出願され登録された特許権又は実用新案権と抵触し、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

④第 2 項(第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により通常実施権を有する者はそのデザイン権者又はそのデザイン権に対する専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。
[全文改正 1997.8.22]

第 52 条の 2 【通常実施権の登録の効力】

① 通常実施権を登録した時には、その登録後にデザイン権又は専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生する。

② 第 33 条の 3 第 5 項、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 58 条、第 74 条の 2、第 74 条の 3 及び「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権は、登録がなくても第 1 項による効力が発生する。

③ 通常実施権の移転・変更・消滅又は処分の制限、通常実施権を目的とする実権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限は、登録しなければ第三者に対抗することができない。

第 53 条【デザイン権の放棄】 デザイン権者はデザイン権を放棄することができる。

第 54 条【デザイン権等の放棄の制限】

①デザイン権者は専用実施権者・質権者又は第 47 条第 4 項・第 49 条第 1 項又は「発明振興法」第 10 条第 1 項の規定による通常実施権者の同意を得なければデザイン権を放棄することができない。〈改正 2004.12.31、2006.3.3〉

②専用実施権者は、質権者又は第 47 条第 4 項の規定による通常実施権者の同意を得なければ専用実施権を放棄することができない。

③通常実施権者は、質権者の同意を得なければ通常実施権を放棄することができない。

第 55 条【放棄の効果】 デザイン権・専用実施権又は通常実施権の放棄があったときは、デザイン権・専用実施権及び通常実施権は、そのときから効力が消滅する。

第 56 条【質権】 デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段に定をした場合を除き、当該登録デザインの実施をすることができない。

第 57 条【質権の物上代位】 質権は、この法律による対価又は登録デザインの実施に対し受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。但し、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。<改正 1997.8.22 >

第 58 条【質権行使によるデザイン権の移転に伴う通常実施権】 デザイン権者はデザイン権を目的とする質権設定以前にその登録デザイン又はこれに類似するデザインを実施している場合は、そのデザイン権が競売等により移転されたとしても、そのデザイン権に対して通常実施権を有する。この場合、デザイン権者は競売等によるデザイン権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

[全文改正 1993.12.10]<改正 2007.1.3 >

第 59 条【相続人がない場合のデザイン権の消滅】 デザイン権は、相続が開始されたとき、相続人がないときは、消滅する。

第 60 条<削除 2004.12.31 >

第 61 条【対価及び報償金額に対する執行名義】 同法により特許庁長が定めた対価と報償金額について確定された決定は、執行力がある執行名義と同じ効力を持つ。この場合、執行力がある正本は特許庁所属公務員が附与する。

<改正 1993.12.10、2001.2.3、2007.1.3、2009.6.9>

第 6 章 デザイン権者の保護

第 62 条【権利侵害に対する差止請求権等】

①デザイン権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。<改正 2004.12.31 >

②第13条第1項の規定により秘密にすることを請求したデザインに関するデザイン権者及び専用実施権者は、知識経済部令で定めるところによりそのデザインに関する次の各号の事項に対して、特許庁長より証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、第1項の規定による請求を行うことができない。<新設 2004.12.31 >

1. デザイン権者及び専用実施権者(専用実施権者が請求する場合に限る)の姓名及び住所(法人の場合にはその名称及び主たる事務所の所在地をいう)

2. デザイン登録出願番号及び出願日

3. デザイン登録番号及び登録日

4. デザイン登録出願書に添付した図面・写真又は見本の内容

③デザイン権者又は専用実施権者は、第1項の規定による請求をするときには、侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。<改正 2004.12.31 >

第63条【侵害とみなす行為】

登録デザイン又はこれに類似するデザインに係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は、業としてその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、当該デザイン権又は専用実施権を侵害するものとみなす。<改正 1993.12.10、2001.2.3 >

第64条【損害の額の推定等】

①デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該権利を侵害した者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量に、デザイン権者又は専用実施権者が当該侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができます。この場合、損害の額はデザイン権者又は専用実施権者が製造できた物の数量から実体販売した物の数量を除いた数量に単位数量当たりの利益額を乗じた金額を限度とする。但し、デザイン権者又は専用実施権者が侵害行為以外の事由で販売できないとする事情があるときは、当該侵害行為以外の理由で販売できなかった数量に応じた額を控除するものとする。<新設 2001.2.3 >

②デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

③デザイン権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その登録

デザインの実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。

④第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超える場合は、その超過額に對しても損害賠償を請求することができる。この場合において、デザイン権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、法院は損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。〈改正 2001.2.3〉

第65条【過失の推定】

①他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。但し、第13条第1項の規定により秘密にすることを請求したデザインに係るデザイン権又は専用実施権の侵害に対しては、この限りでない。

②第1項の規定はデザイン無審査登録デザインのデザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者が、他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した場合についてこれを準用する。〈新設 1997.8.22、2001.2.3〉

第66条【デザイン権者等の信用回復】法院は、故意又は過失によりデザイン権又は専用実施権を侵害したことによりデザイン権者又は専用実施権者の業務上の信用を失墜させた者に対しては、デザイン権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、デザイン権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第67条【書類の提出】法院はデザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟において当事者の申請によって該当侵害行為による損害の計算をするに必要な書類を提出するように他の当事者に命じることができる。但し、その書類の所持者がその書類の提出を拒絶する正当な理由がある時にはその限りではない。

〈改正 2009.6.9〉

第7章 審判

第67条の2【補正却下決定に対する審判】第18条の2第1項の規定による補正却下決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から30日以内に審判を請求する事ができる。〈本条新設 2001.2.3〉

第67条の3【デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判】デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を受けた者が不服のあるときは、その決定の謄本の送達があつた日から30日以内に審判を請求する事ができる。〈本条新設 2001.2.3〉

第 68 条【デザイン登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、デザイン登録が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効審判を請求することができる。この場合、第 11 条の 2 により複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては各デザインごとに請求することができる。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3、2007.1.3、2009.6.9〉

1. 第 4 条の 24、第 5 条・第 6 条・第 7 条第 1 項・第 10 条及び第 16 条第 1 項・第 2 項に違反したとき

〈改正 2009.6.9〉

2. 第 3 条第 1 項本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を持たないとき、又は同条同項但し書きの規定によりデザイン登録を受けることができないとき

3. 条約に違反してされたとき

4. デザイン登録がされた後において、そのデザイン権者が第 4 条の 24 によりデザイン権を享有することができない者になったとき、又はそのデザイン登録が条約に違反することとなったとき

〈改正 2009.6.9〉

②第 1 項の規定による審判は、デザイン権の消滅後においても、請求することができる。

③デザイン登録(類似デザインのデザイン登録を除く。)を無効にすべき旨の審決が確定したときは、そのデザイン権は、初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 4 号の規定によりデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、デザイン権は、そのデザイン登録が同号に該当するに至った時からなかったものとみなす。

④基本デザインのデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その類似デザインのデザイン登録は無効になる。

⑤類似デザインのデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、又は第 4 項の規定により類似デザインのデザイン登録が無効になったときは、類似デザインのデザイン権は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 4 号の規定により類似デザインのデザイン登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、類似デザインのデザイン権はその類似デザインのデザイン登録が同号に該当するに至った時からなかったものとみなす。

⑥審判長は、第 1 項の審判の請求があったときは、その旨を当該デザイン権についての専用実施権者その他デザインに関し登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 69 条【権利範囲確認審判】

デザイン権者・専用実施権者又は利害関係人は、登録デザインの保護範囲を確認するためデザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる。〈改正 2007.1.3〉

第 70 条【通常実施権の許諾の審判】

①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、当該登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインが第 45 条第 1 項又は 2 項の規定に該当し、実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由がないのに許諾をしないとき、又はその他の人の許諾を受けることができないときは、自己の登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインの実施に必要な範囲内において通常実施権の許諾の審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による審判により通常実施権を許諾した者がその通常実施権の許諾を受けた者の登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインの実施を必要とする場合に、その通常実施権の許諾を受けた者が実施を許諾しないとき、又は実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権の許諾を受けて実施しようとする登録デザイン又は登録デザインに類似するデザインの範囲内において通常実施権の許諾の審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権者は、特許権者・実用新案権者・デザイン権者又はその専用実施権者に対し対価を支払わなければならない。但し、自己が責任を負うことができない事由により、支払うことができないときはその対価を供託しなければならない。

④第 3 項の規定による通常実施権者はその対価を支払わないとき、又は供託をしなければ、その特許発明・登録実用新案又は登録デザイン若しくはこれと類似するデザインを実施することができない。〈改正 1993.12.10〉

第 71 条【審査規定のデザイン登録拒絶決定に対する審判への準用】

①デザイン登録拒絶決定に対する審判に関しては、第 18 条第 1 項から第 4 項まで、第 18 条第 5 項柱書き、第 18 条の 2、第 27 条及び第 28 条を準用する。この場合、第 18 条第 5 項柱書きの中“第 28 条の規定によるデザイン登録決定又は第 26 条によるデザイン登録拒絶決定に該当する決定(以下“デザイン登録可否決定”という)の通知書が送達される前まで”は、“拒絶理由通知による意見書提出期間内に”とみなし、第 18 条の 2 第 3 項中“第 67 条の 2 の規定により審判を請求した時”は、“第 75 条第 1 項により訴えを提起した時”とみなし、“その審判の審決が確定する時まで”は“その判決が確定する時まで”とみなす。〈改正 2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3、2009.6.9〉

②第 1 項により準用する第 18 条の 2 第 1 項・第 4 項及び第 27 条はデザイン登録拒絶決定の理由と別の拒絶理由を見つけた場合にのみ適用する。〈本条新設 2001.2.3、改正 2004.12.31、2009.6.9〉

第 72 条【共同審判の請求等】

①同じデザイン権に関して、第 68 条第 1 項のデザイン登録の無効審判又は第 69 条の権利範囲確認審判を請求する者が 2 人以上であれば、各自又はその全員が共同で審判を請求できる。

②共有であるデザイン権のデザイン権者に対して審判を請求する時には、共有者全員を被請求人として請求しなければならない。

③ 第1項にもかかわらずデザイン権又はデザイン登録を受けることができる権利の共有者がその共有である権利に関して審判を請求する時には、共有者全員が共同で請求しなければならない。

④ 第1項又は第3項による請求人や第2項による被請求人の中の1人に関して審判手続の中止又は中止の原因がある時には、全員に関してその効力が発生する。

<改正 2007.1.3、2009.6.9>

第72条の2【審判請求方式】

① 審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 当事者の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
3. 審判事件の表示
4. 請求の趣旨及びその理由

② 第1項により提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1. 第1項第1号による当事者の中、デザイン権者の記載を訂正するために補正(追加することを含む)する場合
2. 第1項第4号による請求の理由を補正する場合
3. デザイン権者又は専用実施権者が請求人として請求した権利範囲確認審判において、審判請求書の確認対象デザイン(請求人が主張する被請求人のデザインをいう)の図面に対して被請求人が自身が実際に実施しているデザインと比較して違うと主張する場合に、請求人が被請求人の実施デザインと同じにするために審判請求書の確認対象デザインの図面を補正する場合

③ 第69条の権利範囲確認審判を請求する時には、登録デザインと対応できる図面を添付しなければならない。

④ 第70条第1項の通常実施権許与の審判の審判請求書には、第1項各号の事項の他に次の事項を記載しなければならない。

1. 実施しようとする自己の登録デザインの番号及び名称

2. 実施すべきの他人の特許発明・登録実用新案や登録デザインの番号・名称及び特許や登録の年月日

3. 特許発明・登録実用新案又は登録デザインの通常実施権の範囲・期間及び対価

〈新設 2009.6.9〉

第 72 条の 3【デザイン登録拒絶決定などに対する審判請求方式】

① 第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 によって補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判を請求しようとする者は第 72 条の 2 第 1 項にもかかわらず次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならず、特許審判院長は、第 67 条の 3 によるデザイン登録取消決定に対する審判が請求された場合には、その趣旨をデザイン無審査登録異議申立人に知らせなければならない。

1. 請求人の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)

2. 代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)

3. 出願日時と出願番号(デザイン登録取消決定に対して不服した場合には、デザイン登録日と登録番号)

4. デザインの対象となる物品

5. デザイン登録拒絶決定日、デザイン登録取消決定日又は補正却下決定日

6. 審判事件の表示

7. 請求の趣旨及びその理由

② 第 1 項により提出された審判請求書を補正する場合、その要旨を変更することが出来ない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1. 第 1 項第 1 号による請求人の記載を正すために補正(追加することを含む)する場合

2. 第 1 項第 7 号による請求の理由を補正する場合

〈新設 2009.6.9〉

第 72 条の 4【審判請求書の却下】

① 審判長は次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてその補正を命じなければならない。

1. 審判請求書が第 72 条の 2 第 1 項・第 3 項・第 4 項又は第 72 条の 3 第 1 項に違反した場合

2. 審判に関する手続が次の各目のいずれかに該当する場合

イ. 第 4 条第 1 項又は第 4 条の 4 に違反した場合

ロ. 第 34 条によって納付すべき手数料を納付しない場合

ハ. 同法又は同法による命令において定める方式に違反した場合

② 審判長は、第 1 項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなければ、決定で審判請求書を却下しなければならない。

③ 第 2 項による決定は書面にしなければならず、その理由を付けなければならない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 5【補正出来ない審判請求の審決却下】不適法なデザイン無審査登録異議申立・審判請求として、その欠陥を補正出来ない時には、被請求人に答弁書提出の機会を与えずして審決でこれを却下することができる。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 6【審判官】

① 特許審判院長は、審判請求があれば審判官に審判するようにする。

② 審判官の資格は、大統領令に定める。

③ 審判官は、職務上独立して審判する。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 7【審判官の指定】

① 特許審判院長は、各審判事件に対して第 72 条の 9 による合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

- ② 特許審判院長は、第1項の審判官の中、審判に関与するのに支障がある者がいれば、他の審判官に審判するようにできる。

〈新設 2009.6.9〉

第72条の8【審判長】

- ① 特許審判院長は、第72条の7第1項により指定された審判官の中から1人を審判長として指定しなければならない。

- ② 審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

〈新設 2009.6.9〉

第72条の9【審判の合議体】

- ① 審判は、3人又は5名の審判官で構成される合議体が行なう。

- ② 第1項の合議体の合意は、過半数により決定する。

- ③ 審判の合議は、公開しない。

〈新設 2009.6.9〉

第72条の10【答弁書提出等】

- ① 審判長は、審判の請求がある時には請求書の副本を被請求人に送達し、期間を定めて答弁書を提出できる機会を与えなければならない。

- ② 審判長は、第1項の答弁書を受けた時には、その副本を請求人に送達しなければならない。

③ 審判長は、審判に関して当事者を尋問できる。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 11【審判官の除斥】 審判官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その審判関与から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者や配偶者であった者が、事件の当事者、参加人又はデザイン無審査登録異議申立人の場合
2. 審判官が、事件の当事者、参加人又はデザイン無審査登録異議申立人の親族か親族であった場合
3. 審判官が、事件の当事者、参加人又はデザイン無審査登録異議申立人の法定代理人か法定代理人であった場合
4. 審判官が、事件に対する証人、鑑定人となった場合又は鑑定人であった場合
5. 審判官が、事件の当事者・参加人又はデザイン無審査登録異議申立人の代理人か代理人であった場合
6. 審判官が、事件に対して審査官又は審判官として補正却下決定、デザイン登録可否決定、デザイン無審査登録異議申立に対する決定又は審決に関与した場合
7. 審判官が、事件に関して直接利害関係を持つ場合

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 12【除斥申請】 第 72 条の 11 による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請ができる。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 13【審判官の忌避】

① 審判官に審判の公正を期待するに難しい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請ができる。

② 当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述をした後には、忌避申請が出来ない。但し、忌避の原因があることを知らない時又は忌避の原因がその後に発生した時には、その限りではない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 14【除斥又は忌避の疎明】

① 第 72 条の 12 及び第 72 条の 13 により除斥及び忌避申請をしようとする者は、その原因を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。但し、口述審理をする時には、口述ができる。

② 除斥又は忌避の原因は、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 15【除斥又は忌避申請に関する決定】

① 除斥又は忌避申請があれば、審判により決定しなければならない。

② 除斥又は忌避の申請にあった審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することが出来ない。但し、意見を陳述することはできる。

③ 第 1 項による決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならぬ。

④ 第 1 項による決定には、不服することが出来ない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 16【審判手続の中止】除斥又は忌避の申請があれば、その申請に対する決定がある時まで審判手続を中止しなければならない。但し、緊急な時にはその限りではない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 17【審判官の回避】 審判官が第 72 条の 11 又は第 72 条の 13 に該当する場合には、特許審判院長の許可を受けて該当事件に対する審判を回避できる。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 18【審理等】

① 審判は、口述審理又は書面審理とする。但し、当事者が口述審理を申請した時には、書面審理のみで決定できると認められる場合以外には口述審理をしなければならない。

② 口述審理は、公開しなければならない。但し、公共の秩序又は善良な風俗を乱す心配があれば、その限りではない。

③ 審判長は、第 1 項により口述審理による審判をする場合には、その期日及び場所を定めてその趣旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。但し、該当事件に出席した当事者及び参加人に知らせた時には、その限りではない。

④ 審判長は、第 1 項により口述審理による審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に期日ごとに審理の要旨とその他に必要な事項を記載した調書を作成するようにしなければならない。

⑤ 第 4 項の調書は、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名捺印しなければならない。

⑥ 第 4 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。

⑦ 審判に関しては「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 19【参加】

① 第 72 条第 1 項により審判を請求できる者は、審理が終結される時までその審判に参加することができる。

② 第 1 項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後にも審判手続を続行することができる。

③ 審判の結果に対して利害関係を持つ者は、審理が終結される時まで当事者の方を補助するためにその審判に参加できる。

④ 第 3 項による参加人は、全ての審判手続を行なうことができる。

⑤ 第 1 項又は第 3 項による参加人に対して審判手続の中止の原因があれば、その中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 20【参加の申請及び決定】

① 審判に参加しようとする者は、参加申込書を審判長に提出しなければならない。

② 審判長は、参加申請がある場合には参加申込書の副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を定めて意見書を提出できる機会を与えなければならない。

③ 参加申請がある場合には、審判によってその参加可否を決定しなければならない。

④ 第 3 項による決定は、書面でしなければならずその理由を付けなければならぬ。

⑤ 第 3 項による決定には、不服することが出来ない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 21【証拠調査及び証拠保全】

- ① 審判では当事者、参加人又は利害関係人の申請によって又は職権で証拠調査や証拠保全ができる。
- ② 第 1 項による証拠調査及び証拠保全に関しては、「民事訴訟法」中、証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。但し、審判官は過怠料の決定をするか、拘引を命じるか、保証金を供託させることはできない。
- ③ 証拠保全申請は、審判請求前は特許審判院長に、審判係属中にはその事件の審判長にしなければならない。
- ④ 特許審判院長は、審判請求前に第 1 項による証拠保全申請があれば、証拠保全の申請に関与する審判官を指定する。
- ⑤ 審判長は、第 1 項によって職権で証拠調査や証拠保全をした時には、その結果を当事者・参加人又は利害関係人に送達し期間を定めて意見書を提出できる機会を与える。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 22【審判の進行】 審判長は、当事者又は参加人が法廷期間又は指定期間に手続を行なわなかったり、第 72 条の 18 第 3 項による期日に出席しなくても、審判を進行することができる。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 23【職権審理】

- ① 審判では、当事者又は参加人が申請しない理由に対しても審理できる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めてその理由に対して意見を陳述することができる機会を与えなければならない。
- ② 審判では、請求人が申請しない請求の趣旨に対しては審理することが出来ない。

第 72 条の 24【審理・審決の併合又は分離】 審判官は、当事者の双方又は一方が同一の 2 以上の審判に対して審理又は審決を併合したり分離することができる。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 25【審判請求の取下げ】

① 審判請求は、審決が確定される時まで取下げができる。但し、答弁書が提出された後には相手方の同意を得なければならない。

② 第 1 項によって取下げられたときは、その審判請求は最初からなかったものと見なす。

〈新設 2009.6.9〉

第 72 条の 26【審決】

① 審判は、特別な規定がある場合を除いては審決で終結する。

② 第 1 項の審決は、次の各号の事項を記載した書面でしなければならず、審決した審判官はこれに記名捺印しなければならない。

1. 審判の番号
2. 当事者及び参加人の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)
3. 代理人があればその代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
4. 審判事件の表示
5. 審決の主文(第 70 条の審判においては通常実施権の範囲・期間及び対価を含む)
6. 審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)
7. 審決の年月日

③ 審判長は、事件が審決をする程度に成熟した時には、審理の終結を当事者及び参加人に知らせなければならない。

④ 審判長は、必要と認められるときには第 3 項により審理終結を通知した後にも、当事者又は参加人の申請により又は職権で審理を再開することができる。

- ⑤ 審決は、第 3 項による審理終結通知をした日から 20 日以内にする。
- ⑥ 審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 27【一事不再理】 同法による審判の審決が確定された時には、その事件に対しては誰でも同じ事実及び同じ証拠により再度審判を請求することは出来ない。但し、確定された審決が却下審決である場合にはその限りではない。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 28【訴訟との関係】

- ① 審判長は、審判において必要であれば、その審判事件と関連されるデザイン無審査登録異議申立に対する決定又は他の審判の審決が確定されたり、訴訟手続が完結される時までその手続を中止することができる。
- ② 法院は、訴訟手続において必要ならばデザインに関する審決が確定される時までその訴訟手続を中止できる。
- ③ 法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴えが提起された場合には、その趣旨を特許審判院長に通報しなければならない。その訴訟手続が終了された時にもまた、同様である。
- ④ 特許審判院長は第 3 項によるデザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴に対応してそのデザイン権に関する無効審判などが請求された場合にはその趣旨を第 3 項に該当する法院に通報しなければならない。その審判請求書の却下決定、審決又は請求の取下げがある時にもまた同様である。

<新設 2009.6.9>

第 72 条の 29【審判費用】

- ① 第 68 条第 1 項・第 69 条の審判費用の負担は、審判が審決により終結する時にはその審決で、審判が審決によらずに終結する時には決定で定めなければならない。

② 第1項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第98条から第103条まで、第107条第1項・第2項、第108条、第111条、第112条及び第116条を準用する。

③ 第67条の2・第67条の3又は第70条の審判費用は、請求人又はデザイン無審査登録異議申立人の負担とする。

④ 第3項により請求人又はデザイン無審査登録異議申立人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第102条を準用する。

⑤ 審判費用額は、審決又は決定が確定された後に当事者の請求により特許審判院長が決定する。

⑥ 審判費用の範囲・金額・納付及び審判の手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性質に反しない限り「民事訴訟費用法」中の該当規定の例に従う。

⑦ 審判の代理をした弁理士に当事者が支給した又は支給する報酬は、特許庁長が定める金額の範囲で審判費用と見なす。この場合、何人かの弁理士が審判の代理をした場合でも1名の弁理士が審判代理したものと見なす。

<新設 2009.6.9>

第72条の30【審判費用額又は対価に対する執行名義】同法によって特許審判院長が定めた審判費用額又は審判官が定めた対価に関して確定された決定は、執行力ある執行名義と同一の効力を持つ。この場合、執行力ある正本は特許審判院の所属公務員が附与する。

<新設 2009.6.9>

第72条の31【デザイン登録拒絶決定に対する審判の特則】第72条の10第1項・第2項、第72条の19及び第72条の20は、第67条の2又は第67条の3による審判には適用しない。

<新設 2009.6.9>

第72条の32【審査又はデザイン無審査登録異議申立手続の効力】審査又はデザイン無審査登録異議申立手続で行なったデザインに関する手続は、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判においてもその効力がある。

<新設 2009.6.9>

第72条の33【デザイン登録拒絶決定などの取消】

① 審判官は、第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 による審判が請求された場合にその請求が理由ありと認められる時には、審決で補正却下決定・デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を取消しなければならない。

② 審判で補正却下決定・デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を取消す場合には、審査に戻すという審決ができる。

③ 第 1 項及び第 2 項による審決において取消の基本となった理由は、その事件に対して審査官を拘束する。

<新設 2009.6.9>

第 8 章 再審及び訴訟

第 73 条【再審の請求】

① 当事者は、確定審決に対して再審を請求することができる。

② 「民事訴訟法」第 451 条及び同法第 453 条の規定は、第 1 項の再審の請求に準用する。<改正 2002.1.26、2007.1.3>

第 73 条の 2【詐害審決に対する不服請求】

① 審判の当事者が共謀して第三者の権利又は利益を詐害する目的で審決をするようにした時には、第三者はその確定された審決に対して再審を請求できる。

② 第 1 項の再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

<新設 2009.6.9>

第 73 条の 3【再審請求の期間】

① 当事者は審決確定後、再審の事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。

② 再審請求人は、代理権の欠陥を理由して再審を請求する場合に第1項の期間は請求人又は法定代理人が審決謄本の送達によって審決があることを知った日の次の日から起算する。

③ 審決確定後3年がすぎた時には、再審を請求することが出来ない。

④ 再審事由が審決確定後に生じた時には、第3項の期間はその事由が発生した日の次の日から起算する。

⑤ 第1項及び第3項は、該当審決以前に行われた確定審決と抵触するという理由で再審を請求する場合には適用しない。

〈新設 2009.6.9〉

第74条【再審により回復したデザイン権の効力の制限】

① 次の各号の1に該当する場合にデザイン権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は韓国内において製造若しくは取得した物品には及ばない。〈改正 2001.2.3〉

1.無効になったデザイン権(デザイン登録取消決定に対する審判による取消が確定されたデザイン権を含む)が再審により回復したとき

2.デザイン権の権利の範囲に属しない旨の審決が確定した後再審によりこれと相反する審決が確定したとき

3.拒絶した旨の審決があつたデザイン登録出願について再審によりデザイン権の設定の登録があつたとき

② 第1項各号に該当する場合のデザイン権の効力は、次の各号の1の行為には、及ばない。〈改正 1995.12.29〉

1.当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該デザインの善意の実施

2.登録デザインに係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡の申出をする行為

第74条の2【再審によって回復したデザイン権に対する先使用者の通常実施権】第74条第1項各号のいずれかに該当するケースに該当審決が確定された後再審請求登録前に善意で国

内でそのデザインの実施事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的の範囲でそのデザイン権に関して通常実施権を持つ。

〈新設 2009.6.9〉

第 74 条の 3【再審によって通常実施権を喪失した原権利者の通常実施権】

① 第 70 条第 1 項又は第 2 項によって通常実施権を許与するという審決が確定された後、再審によってこれに相反する審決の確定があった場合には、再審請求登録前に善意で国内でそのデザインの実施事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、原通常実施権の事業の目的及びデザインの範囲で、そのデザイン権又は再審の審決の確定がある当時に存在する専用実施権に対して通常実施権を持つ。

② 第 1 項により通常実施権を持つ者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当な対価を支給しなければならない。

〈新設 2009.6.9〉

第 74 条の 4【再審での審判規定の準用】 審判に対する再審の手続に関しては、その性質に反しない限り審判の手続に関する規定を準用する。

〈新設 2009.6.9〉

第 74 条の 5【「民事訴訟法」の準用】 再審請求に関しては「民事訴訟法」第 459 条第 1 項を準用する。

〈新設 2009.6.9〉

第 75 条【審決などに対する訴え】

① 審決に対する訴えと第 71 条第 1 項(第 74 条の 4 で準用する場合を含む)によって準用する第 18 条の 2 第 1 項による却下決定及び審判請求書や再審請求での却下決定に対する訴えは特許法院の専属管轄とする。

〈後段新設 2001.2.3、改正 2007.1.3、2009.6.9〉

② 第 1 項による訴は、当事者、参加人又は該当審判や再審に参加申請をしたがその申請が拒否された者のみが提起できる。

③ 第 1 項による訴は、審決又は決定の謄本が送達された日から 30 日以内に提起しなければならない。

④ 第 3 項の期間は、不变期間とする。

⑤ 審判長は、住所又は居所が遠く離れた所にいるか、交通が不便な地域にいる者の為に職權で第3項の不变期間に対して付加期間を定めることができる。

⑥ 審判を請求できる事項に関する訴は、審決に対するものでなければ提起することができない。

⑦ 第72条の26第2項第5号による対価の審決及び第72条の29第1項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第1項による訴を提起出来ない。

⑧ 第1項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告できる。

第75条の2【被告適格】 第75条第1項による訴の提起は、特許庁長を被告にしなければならない。但し、第68条第1項、第69条、第70条第1項及び第2項による審決又はその再審の審決に対する訴提起は、その請求人又は被請求人を被告にしなければならない。

<新設 2009.6.9>

第75条の3【訴提起の通知・裁判書の正本送付】

① 法院は、審決に対する訴と第71条第1項(第74条の4で準用する場合を含む)によって準用される第18条の2第1項による却下決定に対する訴の提起又は第75条第8項による上告がある時には、遅滞せずその趣旨を特許審判院長に通知しなければならない。

② 法院は第75条の2の但書による訴に関して、訴訟手続が完結される時には遅滞せずその事件に対する各審級の裁判書の正本を特許審判院長に送付しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第75条の4【審決又は決定の取消】

① 法院は、第75条第1項によって訴が提起された場合にその請求が理由ありと認められる時には、判決で該当審決又は決定を取消しなければならない。

② 審判官は、第1項によって審決又は決定の取消判決が確定された時には、再度審理して審決又は決定をしなければならない。

③ 第1項による判決において、取消の基本になった理由はその事件に対して特許審判院を拘束する。

<新設 2009.6.9>

第 75 条の 5 【対価に関する不服の訴】

- ① 第 70 条第 3 項による対価に対して、審決・決定を受けた者がその対価に不服がある時には法院に訴訟を提起することができる。
- ② 第 1 項による訴訟は、審決・決定の謄本が送達された日から 30 日以内に提起しなければならない。
- ③ 第 2 項による期間は、不变期間とする。

<新設 2009.6.9>

第 75 条の 6 【対価に関する訴訟の被告】 第 75 条の 5 による訴訟において、第 70 条第 3 項による対価に対しては通常実施権者・専用実施権者又はデザイン権者を被告にしなければならない。

<新設 2009.6.9>

第 75 条の 7 【弁理士の報酬と訴訟費用】 訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第 109 条を準用する。この場合、「弁護士」という「弁理士」で見る。

<新設 2009.6.9>

第 9 章 補 則

第 76 条【書類の閲覧等】

- ① デザイン登録出願又は審判等に関する証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、デザイン登録原簿及び書類の閲覧若しくは複写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長にこれを請求することができる。<改正 1995.1.5 >
- ② 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の申請があっても、出願公開されておらずデザイン権の設定の登録がされなかったデザイン登録出願に関する書類と公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあるものは、これを許可しないことができる。<改正 1995.1.5 、 1995.12.29 >

第 77 条【デザイン登録出願・審査・審判等に関する書類の搬出及び公開禁止】

①デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判・再審に関する書類又はデザイン登録原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、これを外部に搬出することができない。

〈改正 2009.6.9〉

1. 第 25 条の第 1 項又は第 2 項による先行デザインの調査などのためにデザイン登録出願又は審査に関する書類を搬出する場合

2. 第 77 条の 2 第 1 項によるデザイン文書電子化業務の委託のために、デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判・再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

3. 「電子政府法」**第 32 条第 2 項による**によるオンライン遠隔勤務のために、デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立て・審判・再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合<改正 2007.1.3、**2010.2.4**>

②デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議の申立て・審判又は再審に係属中にある事件の内容又はデザイン登録可否決定・審決若しくは決定の内容については、鑑定・証言又は質疑に応答することができない。<改正 1997.8.22、2001.2.3>

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 77 条の 2 【デザイン文書電子化業務の代行】

①特許庁長はデザインに関する手続を効率的に処理するために必要だと認められれば、デザイン登録出願・審査・デザイン無審査登録異議申立・審判・再審に関する書類又はデザイン原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似の業務(以下、「デザイン文書電子化業務」という)を知識経済部令に定める施設及び人材を揃えた法人に委託して遂行するようにすることができる。

②第 1 項によってデザイン文書電子化業務を委託された者(以下、「デザイン文書電子化機関」という)の役職員又はその職にいた者は、職務上知るようになったデザイン登録出願中のデザインに関して、秘密を漏洩したり盗用してはいけない。

③特許庁長は、第 4 条の 28 第 1 項による電子文書で提出されていないデザイン登録出願書、その他に知識経済部令に定める書類を第 1 項によって電子化して、これを特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

④第 3 項によってファイルに収録された内容は、該当書類に書かれた内容と同じものと見なす。

⑤デザイン文書電子化業務の遂行方法、その他にデザイン文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、知識経済部令に定める。

⑥ 特許庁長は、デザイン文書電子化機関が第1項による知識経済部令に定める施設及び人材基準に達せず特許庁長が要求した是正措置に拒絶した場合には、デザイン文書電子化業務の委託を取消すことができる。この場合、予め意見を陳述する機会を与える。

<新設 2009.6.9>

第77条の3【書類の送達】 同法に規定された書類の送達手続などに必要な事項は、大統領令に定める。

<新設 2009.6.9>

第77条の4【公示送達】

① 送達を受ける者の住所や営業所が不明で送達することが出来ない時には、公示送達をしなければならない。

② 公示送達は、送達する書類を受信する者にいつでも交付するという意味をデザイン公報に掲載することによって行なう。

③ 最初の公示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間が過ぎたらその効力が発生する。但し、同じ当事者に対する以後の公示送達は、デザイン公報に掲載した日の次の日からその効力が発生する。

<新設 2009.6.9>

第77条の5【在外者に対する送達】

① 在外者としてデザイン管理人があれば、その在外者に送達する書類はデザイン管理人に送達しなければならない。

② 在外者としてデザイン管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は航空登記郵便で発送できる。

③ 第2項によって書類を航空登記郵便で発送した時には、その発送した日に送達されたものと見なす。

<新設 2009.6.9>

第78条【デザイン公報】

① 特許庁は、デザイン公報を発行する。<改正 2004.12.31、2007.1.3、2009.6.9>

②デザイン公報は知識経済部令で定めるところにより電子媒体をもって発行することができる。<新設 1997.4.10、2001.2.3、2004.12.31 >

③特許庁長は電子媒体でデザイン公報を発行する場合は、情報通信網を活用し、デザイン公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。<新設 1997.4.10、改正 2001.2.3、2004.12.31>

④第 1 項のデザイン公報に掲載する事項は、大統領令で決める。

第 79 条【デザイン登録表示】 デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザインに係る物品又はその物品の容器若しくは包装等にデザイン登録の表示をすることができる。

第 80 条【虚位表示の禁止】 何人も次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

1.デザイン登録されていない物品、デザイン登録出願中でない物品、又はその物品の容器若しくは包装にデザイン登録表示又はデザイン登録出願表示をし、又はこれと紛らわしい表示を附する行為

2.第 1 号の表示をしたものを譲渡し、貸し渡し又は展示する行為

3.デザイン登録されていない物品・デザイン登録出願中でない物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告・看板又は標札にその物品がデザイン登録若しくはデザイン登録出願に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第 81 条【不服の制限】

①補正却下決定、デザイン登録可否決定、デザイン登録取消決定、審決、審判請求書や再審請求での却下決定に対しては、他の法律による不服が出来ず、同法により不服が出来ないように規定されている処分に対しては、他の法律による不服が出来ない。

<改正 1995.1.5、1998.9.23、2007.1.3、2009.6.9 >

②第 1 項による処分外の処分の不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」に従う。
<新設 2009.6.9>

第 10 章 罰 則

第 82 条【侵害の罪】

①デザイン権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。<改正 1997.8.22、2001.2.3 >

②第1項の罪は告訴をまって論ずる。

第83条【偽証の罪】

①この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②第1項の規定による罰を犯した者がその事件のデザイン登録可否決定、デザイン無審査登録異議決定又は審決が確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

第84条【虚偽表示の罪】 第80条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第85条【詐欺行為の罪】 詐欺その他不正な行為によりデザイン登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2001.2.3〉

第86条【秘密を漏らした罪】 特許庁の職員・特許審判院職員又はその職にあった者が、デザイン登録出願中であるデザイン又は第13条第1項によって秘密にすることを請求したデザインに關し、職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盜用したときは、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5、2009.6.9〉

[全文改正 1993.12.10]

第86条の2【専門機関などの役職員に対する公務員擬制】 第25条の2第1項による専門機関又は第77条の2によるデザイン文書電子化機関の役職員又はその職にいた者は第86条を適用する時に特許庁所属職員又はその職にいた者とみなす。

〈新設 2009.6.9〉

第87条【両罰規定】 法人の代表者や法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し、第82条第1項、第84条又は第85条の何れか一つに該当する違反行為をする場合、その行為者を罰するほか、その法人には次の各号の何れか一つに該当する罰金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科する。但し、法人または個人がその違反行為を防止するために、該当業務に關して相当な注意と監督を怠らない場合には、その限りでない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2008.12.26〉

1. 第82条第1項 3億ウォン以下の罰金刑 〈新設 2001.2.3〉
2. 第84条又は第85条 6千万ウォン以下の罰金刑 〈新設 2001.2.3〉

第87条の2【没収等】

① 第 82 条第 1 項に該当する者は、侵害行為を造成した物件又はその侵害行為から生じた物件は、没収したり被害者の請求によってその物件を被害者に交付することを宣告しなければならない。

② 被害者は第 1 項による物件の交付を受けた場合には、その物の価額を超過する損害の額に限って賠償を請求することができる。

<新設 2009.6.9>

第 88 条【過料】

①次の各号の1に該当する者は、50 万ウォン以下の過料に処する。<改正 1995.1.5、2002.1.26、2007.1.3>

1.「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓した者が特許審判院に対し虚偽の陳述をしたとき <改正 2002.1.26 >

2.特許審判院から証拠調又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が、正当な理由がないのにその命令に従わなかったとき

3.<削除 2004.12.31、2007.1.3>

4.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼び出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定若しくは通訳を拒んだとき

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③<削除 2009.6.9>

④<削除 2009.6.9>

⑤<削除 2009.6.9>

第 89 条 <削除 2009.6.9>

附 則<1990.1.13>

第 1 条【施行日】 この法律は 1990 年 9 月 1 日 から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律は附則第 3 条乃至第 7 条に別段の規定をした場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。但し、従前の規定により発生した効力に對しては影響を及ぼさない。

第 3 条【出願等についての経過措置】この法律の施行前に行つたデザイン登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する不服抗告審判は従前の規定による。

第 4 条【権利設定された登録デザインの審判等についての経過措置】この法律の施行前に行つたデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。

第 5 条【補正の却下についての経過措置】この法律の施行前に行つた補正については従前の規定による。

第 6 条【デザイン権の収用等についての経過措置】この法律の施行前に請求したデザイン権の制限・収用・取消し・実施に関する処分、又は訴訟は従前の規定による。

第 7 条【審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置】この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則<1993.3.6 >

第 1 条(施行日) この法律は、公布した日から施行する<但し書省略>

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附 則< 1993.12.10 >

①(施行日) この法律は 1994 年 1 月 1 日から施行する。

②(デザイン権の存続期間についての経過措置) この法律の施行前に設定されたデザイン権及びデザイン登録出願され設定されたデザイン権の存続期間は第 40 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

③(デザイン登録料等の返還期間についての経過措置) この法律の施行前に誤りにより納付されたデザイン登録料及び手数料の返還については従前の規定による。

④(デザイン登録料の返還についての適用例) デザイン登録に関する無効審決の確定によるデザイン登録料の返還に関する第 36 条第 1 項第 2 号の改正規定はこの法律施行以後に無効審判が確定したものから適用する。

附 則< 1995.1.5 >

第 1 条【施行日】この法律は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第 2 条【係属中の事件に関する経過措置】

①この法律の施行前に審判が請求され、又は拒絶査定若しくは補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件はこの法律により特許審判院に審判が請求され係属中であるものとみなす。

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され係属中の事件はこの法律により特許法院に訴えが提起され係属中であるものとみなす。

第 3 条【不服を提起することができる事件等に関する経過措置】

①この法律施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第 75 条の規定により準用する特許法第 186 条第 1 項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定に対しては第 72 条の規定により準用する特許法第 132 条の 3 又は第 132 条の 4 の規定による審判を請求することができる。但し、この法律施行当時すでに従前の規定により不服期間が経過したものは、この限りでない。

②この法律施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に大法院に不服をすることができる。但し、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第 2 項の規定による不服が提起される事件はこの法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第 4 条【再審事件に関する経過措置】附則第 2 条及び附則第 3 条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第 5 条【書類の移管等】

①特許庁長は附則第2条第1項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は附則第2条第2項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は大法院規則で定める。

附 則< 1995.12.29 >

①(施行日) この法律は 1996 年 7 月 1 日 から施行する。

②(審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置) この法律の施行前に行つた行為に対し請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則< 1997.4.10 >

第1条(施行日) この法律は 1997 年 7 月 1 日 から施行する。(但し書き省略)

第2条乃至第5条省略

附 則< 1997.8.22 >

第1条【施行日】 この法律は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第2条【出願等についての経過措置】 この法律の施行前に行つたデザイン登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する審判は従前の規定による。

第3条【登録デザインの審判等についての経過措置】 この法律の施行前に行つたデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する審判、再審及び訴訟は従前の規定による。

第4条【補正の却下についての経過措置】 この法律の施行前に行つた補正については、従前の規定による。

第 5 条【新規性喪失の例外認定についての適用例】第 8 条第 1 項及び第 2 項の改定はこの法律施行後、最初に行うデザイン登録出願から適用する。

第 6 条【デザイン権の存続期間延長に関する適用例】第 40 条第 1 項の改正規定はこの法律施行の後、最初にデザイン登録出願をして登録されたデザイン権から適用する。

第 7 条【他人のデザイン権等との関係に関する適用例】第 45 条第 2 項の改正規定はこの法律施行の後、最初にデザイン登録出願をして登録されるデザイン権者又はその専用実施権者からこれを適用する。

附 則< 1998.9.23 >

第 1 条【施行日】この法律は 1999 年 1 月 1 日 から施行する。<但し書省略>

第 2 条 乃至 第 5 条 <省略>

附 則< 1999.9.7 >

第 1 条（施行日）この法律は 2000 年 10 月 1 日 から施行する。但し、第 5 条第 1 項の規定は 2003 年 1 月 1 日 から施行する。

第 2 条 乃至 第 13 条 <省略>

附 則< 2001.2.3 >

①【施行日】この法律は 2001 年 7 月 1 日 から施行する。但し第 36 条第 2 項及び第 3 項の改定規定は、公布の日より施行する。

②【一般的結果措置】この法律の施行当時提出したデザイン登録出願の登録要件・分割・変更・審査・デザイン登録・デザイン権・デザイン無審査登録異議の申立て・審判・再審・及び訴訟は従前の規定による。但し次の各号の1に該当する場合にはそれにあたらない。

1. 多デザイン登録出願において、デザイン別放棄をすることにあたっては第 31 条の 2 の改定規定を適用する。
2. 登録料の追加納付によるデザイン登録出願又はデザイン権を遡及し、存続を擬制するにあたっては第 33 条の 2 の改定規定を適用しない。
3. デザイン登録拒絶の内容の審判を請求するにあたっては、第 72 条の改定規定に準用する特許法第 140 条の 2 第 1 項但し書き及び第 3 項を適用する。

附 則< 2002.1.26 >

第 1 条（施行日） この法律は 2002 年 7 月 1 日 から施行する。

第 2 条 乃至 第 7 条 <省略>

附 則< 2002.12.11 >

①【施行日】 この法律は公布後 5 月が経過した日から施行する。

②【デザイン無審査登録異議申立の処理に関する適用例】 第 30 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後、最初に申請されるデザイン無審査登録異議申立てから適用する。

附 則< 2004.12.31 >

①【施行日】 この法律は公布後 6 月が経過した日から施行する。

②【出願等に関する経過措置】 この法律施行前に行なったデザイン登録出願に関する登録要件・出願の変更・審査・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。

③【登録デザインの審判等に関する経過措置】 この法律施行前に行なったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する無審査登録異議申立・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。

④【登・デザイン等名称変更に関する経過措置】この法律施行当時の従来の規定による登録デザイン又はデザイン登録出願は、この法律の改正規定による登録デザイン又はデザイン登録出願とみなす。

⑤【他の法律の改正】

<以下省略>

附 則< 2005.5.31 >

第1条【施行日】 この法律は2005年9月1日から施行する。

附 則< 2006.3.3 >

第1条【施行日】 この法律は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第2条乃至第6条 <省略>

附 則< 2007.1.3 >

第1条【施行日】 この法律は公布した日から施行する。但し、第4条後段、第13条第2項、第16条第3項、第18条第3項乃至第6項、第23条の6、第26条第2項、第29条の5乃至第29条の9、第30条第2項、第36条第1項第3号・第2項・第3項、第50条の2、第72条後段及び第81条後段の改正規定は 2007 年 7 月 1 日から施行する。

第2条【秘密デザインに関する適用例】 第13条第2項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第3条【先出願等に関する適用例】 ①第16条第3項の改正規定は、2007年7月1日以降最初にデザイン登録出願をした後、そのデザイン登録出願を放棄したり、デザイン登録出願に対して拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されるものから適用する。

②第23条の6の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願したデザイン登録出願について拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されるものから適用する。

第4条【出願の補正に関する適用例】 第18条第3項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に補正する単独のデザイン登録出願から適用する。

第5条【デザイン登録拒絶決定に関する適用例】 第26条第2項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン無審査登録出願から適用する。

第6条【登録料等の返還に関する適用例】 第36条第1項第3号の改正規定と同条第2項及び第3項の改正規定中デザイン登録出願料に関する部分は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第7条【先出願による通常実施権に関する適用例】 第50条の2の改正規定は、2007年7月1日以降最初にデザイン登録出願をして同改正規定の要件を満たすものから適用する。

第8条【弁理士の報酬に関する適用例】 第75条の改正規定は、この法律施行後、弁理士が訴訟を代理するものから適用する。

第9条【登録料等の返還に関する経過措置】 2007年7月1日以前にデザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にするという審決が確定された場合において、第36条第1項第2号の登録料該当分の返還請求に関しては第36条第2項及び第3項の改定規定にかかわらず従前の第36条第3項の規定に従う。

附 則<2007.4.11>

第1条【施行日】 この法律は公布した日から施行する。<ただし書省略>

第2条乃至第5条 省略【秘密デザインに関する適用例】 第13条第2項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第6条【他の法律の改正】

①デザイン保護法一部を次の通り改正する。第54条第1項中“「発明振興法」第8条第1項”を“「発明振興法」第10条第1項”とする。

②乃至④省略

第7条 省略

附 則<2007.5.17>

①(施行日)この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

②(登録料等の返還に関する適用例)第36条第3項の改正規定は、この法律施行当時、従前の規定による返還請求期間が経過していない登録料と手数料についても適用する。

附 則<2008.2.29>

第1条(施行日)この法は、公布した日から施行する。但し、…<省略>…、附則第6条によって改正される法律中、この法の施行前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分は、それぞれ該当法律の施行日から施行する。

第2条乃至第5条 省略

第6条【他の法律の改正】

①について<740>省略

<741>デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第9条第6項前段、同条第7項、第11条第2項、第11条の2第2項、第12条第2項、第23条の2第1項本文、第31条第2項、第34条第2項、第35条第2項・第3項及び第78条第2項中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”として、第31条の2第2項及び第62条第2項各号以外の部分中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。

<742>乃至<760>省略

第7条 省略

附 則<2008.12.26>

この法は、公布した日から施行する。

附 則<2009.1.30>(特許法)

第1条 【施行日】 この法は、2009年7月1日から施行する。<ただし書き省略>

第2条から第10条まで省略

第11条 【他の法律の改正】 デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第89条中、“「特許法」第229条の2”を“「特許法」第226条の2”とする。

附 則<法律第9764号、2009.6.9>

第1条 【施行日】 同法は2009年7月1日から施行する。

第2条 【デザイン登録料の納付、追加納付及び保全などに関する適用例】 第31条、第33条、第33条の2及び第33条の3の改正規定は、同法の施行後、最初に登録料を納付、追加納付するか、保全するものから適用する。

第3条 【審判請求書などの補正に関する適用例】 第72条の2第2項及び第72条の3第2項の改正規定は、同法施行後、最初に審判を請求するものから適用する。

第4条 【一般的経過措置】 同法施行当時、従来の規定によって出願されたデザイン登録出願に関しては従来の規定に従う。

附 則<法律第10012号、2010.2.4>(電子政府法)

第1条 【施行日】同法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。<但書省略>

第2条から第4条まで 省略

第5条 【他の法律の改正】

①について⑦まで省略

⑧デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第77条第1項第3号中「電子政府法」第30条を「電子政府法」第32条第2項とする。

⑨について⑯まで省略

第6条 省略